

9月17日（水）

令和 7 年 9 月 17 日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（34名）

2 番	永 山 敏 郎	（県民連合立憲）
3 番	今 村 光 雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工 藤 隆 久	（ 同 ）
5 番	山 内 いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	山 口 俊 樹	（ 同 ）
7 番	下 沖 篤 史	（ 同 ）
8 番	齊 藤 了 介	（ 同 ）
9 番	黒 岩 保 雄	（ 同 ）
10番	渡 辺 正 剛	（ 同 ）
13番	外 山 衛	（ 同 ）
14番	脇 谷 のりこ	（未来への風）
15番	松 本 哲 也	（県民連合立憲）
16番	坂 本 康 郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重 松 幸次郎	（ 同 ）
18番	野 崎 幸 士	（宮崎県議会自由民主党）
19番	佐 藤 雅 洋	（ 同 ）
20番	内 田 理 佐	（ 同 ）
21番	川 添 博	（ 同 ）
22番	荒 神 稔	（ 同 ）
23番	日 高 博 之	（ 同 ）
24番	福 田 新 一	（ 同 ）
25番	本 田 利 弘	（ 同 ）
27番	岡 師 博 規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷 恵 美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井 本 英 雄	（自民党同志会）
30番	岩 切 達 哉	（県民連合立憲）
31番	中 野 一 則	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濱 砂 守	（ 同 ）
33番	安 田 厚 生	（ 同 ）
34番	坂 口 博 美	（ 同 ）
35番	山 下 寿	（ 同 ）
36番	山 下 博 三	（ 同 ）
37番	二 見 康 之	（ 同 ）
39番	日 高 陽 一	（ 同 ）

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	川 北 正 文
政 策 調 整 監	大 東 収
総 務 部 長	田 中 克 尚
危 機 管 理 統 括 監	津 田 君 彦
福 祉 保 健 部 長	小 牧 直 裕
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	児 玉 浩 明
農 政 水 産 部 長	児 玉 憲 明
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山 下 栄 次
会 計 管 理 者	平 山 文 春
企 業 局 長	松 浦 直 康
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	吉 村 達 也
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人事委員会事務局長	日 高 正 勝

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 畑 敏 彦
事 務 局 次 長	久 保 範 通
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 課 長 補 佐	古 谷 信 人
議 事 担 当 主 幹	池 田 憲 司
議 事 課 主 任 主 事	前 鶴 彩 友

◎ 一般質問

○日高陽一副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決、議案・請願の委員会付託及び決算議案の上程であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、荒神稔議員。

○荒神 稔議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県政へつなぐ自由民主党、都城市選出の荒神稔でございます。

今日は傍聴の方、ありがとうございます。

今年は、戦後80年の節目の年でした。さきの大戦で、将来の家族やふるさとをはじめ、国のために犠牲となられた多くの方々に、おかげさまと感謝の気持ちがある私自身が、当時の皆様に、今の社会をどう思われるか、時折、自問自答する際、実に複雑な気持ちがあります。

また今月は、防災の日から、高齢者を敬う敬老の日の9月でもありました。

それでは、住んでよかった、住みたい宮崎県と思える執行部の答弁を期待して、通告に従い質問いたします。

まず、知事にお尋ねいたします。

人口減少や少子高齢化が進む社会経済状況に対応するため、市町村の行財政基盤を強化し、専門的な行政サービスの提供を可能とする施策として、過去に国が強力に推進した平成の合併がありました。

今政府は、都道府県域を越えた産業や観光の振興を支援する新たな制度を創設し、広域リジョン連携と位置づけ、本年度内にも始める方針で、関西、中国、九州地域の3か所が当初の候補と報じられています。

人口減少や高齢化で単独の自治体では大胆な施策の展開が容易でなく、「県域を越えた連携の方向性を見なければいけない」と語っておられます。

このことは、以前、平成の合併を進める中で、現在の都道府県を廃止し、基本的に道州と市町村で担っていく形として、道州制の議論が始まり、広域の地方自治体をつくることを目的とした制度で、行政効率と地域の自立性を高めることが道州制の主な狙いでもありました。

しかしながら、現在、道州制の議論は下火になっておるようですが、なぜ道州制の議論は進まないのか、また、どのように考えておられるのか、河野知事にお伺いいたします。

次に、キャッシュレス決済など公金収納方法が多様化する中で、収入証紙の取扱いについて伺います。

現在、県の公共施設使用料や各種手続における手数料の収納においては、その多くが県の発行する収入証紙を用いており、行政手続の電子化が加速する中で、本年7月には、県において、第1号となる電子申請からキャッシュレス決済による公金収納まで、一連の手続が導入されました。今後、このことが県民の利便性向上に資するものと期待しているところです。

一方で、キャッシュレス決済の普及が進むにつれて、収入証紙の利用機会は減少していくものと想定され、収入証紙の制度の維持には様々なコストが生じていることから、費用対効果に影響があると考えます。

全国的にも、都道府県の約半数が収入証紙を廃止、また廃止の方針を出されており、また、本議会でも同僚議員から質問があることから、本県においても、利便性向上と財政効率化の観点から、収入証紙の廃止の方針を打ち出す時期

ではないかと考えますが、地方自治体の金庫番とも呼ばれる平山会計管理者にお伺いいたします。

3項目めに、公金収納方法の多様化に関連して、交通違反をした反則金については、金融機関において現金で支払いを行っておりますが、本県の反則金納付の現状とその使い道について、警察本部長にお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わり、以後の質問は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。道州制についてであります。

道州制は、我が国の統治機構を根底から見直す改革になりまして、それを進める上では、相当な検討、そして膨大なエネルギーが必要になってまいりますし、導入に当たりましては、広く国民の理解を得ることが不可欠であります。

現在、インフラ整備が遅れている地域と都市部との格差拡大の懸念や、道州間、道州内の財政調整の在り方など、大きな論点を抱えたまま現在に至っております。

このような中、人口減少、少子高齢化は想定を上回るスピードで進んでおり、市町村においては、人材や税収の確保をはじめ、福祉・医療等の行政サービスの維持、相次ぐ災害への対応など多くの課題に直面しており、市町村を補完する県の役割はますます重要になってきているものと考えております。

一方、九州においては、広域での連携という取組が進んでおりまして、大規模災害時に被災県を支援する枠組みや、半導体人材を九州全域で育成する組織など、各県が県域を越えて連携する新たな取組も積極的に進められているとこ

ろであります。

国が進める広域リージョン連携構想においても、九州の取組というのは一つのモデルとして紹介されている、そのように評価いただいているところであります。

県としましては、引き続き、地域経営の主体となる市町村をしっかりと支えるとともに、九州各県との広域的な連携も図りながら、県民一人一人が安心と豊かさを実感できる宮崎の実現に取り組んでまいります。以上であります。

〔降壇〕

○会計管理者（平山文春君）〔登壇〕 お答えします。収入証紙の取扱いについてであります。

社会の様々な分野でデジタル化が進展する中、公金収納についてもキャッシュレス化を推進し、利便性の向上と効率化を図ることが重要だと考えております。

収入証紙につきましては、全国の廃止状況等を踏まえ、本県でも収入証紙に代わる新しい方法での収納が可能か、現在、全庁的に調査・検討を行っております。

収入証紙を廃止した場合には、証紙売りさばき人や公共施設等の利用者、各種試験等の受験者など、影響を受ける方が多く、また、現金を希望される方の納付手段も確保しておく必要があるため、今後、証紙廃止の是非を含め、入念な調査と慎重な検討を行い、方針が決定された際には、丁寧な説明が必要と考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（平居秀一君）〔登壇〕 お答えします。反則金納付の現状と使途内容についてであります。

本県の令和6年中の反則金納付件数は約1万3,000件で、納付額は約1億3,000万円となって

おります。

反則金は、国庫に納められた後、交通安全対策特別交付金として、毎年、都道府県及び市町村に交付され、交通安全施設の整備費用に充てられております。以上であります。〔降壇〕

○荒神 稔議員 それぞれ答弁ありがとうございます。

道州制について答弁いただきましたが、人口減少、少子高齢化は想定を上回るスピードで進んでいる、そして、人口減少の中でも、県民一人一人が豊かさを実感できる宮崎の実現に取り組むとの答弁がありました。

今後、県民の豊かさには、2040年の社会保障問題の解決策が大変重要な施策になると思います。私が懸念していることは、生産年齢人口の減少の中で、後期高齢者の増加に伴う現役世代の負担増をどうするかであり、改めて私は広域行政の必要性を感じました。

それでは、先ほど、収入証紙の取扱いについて平山会計管理者に答弁いただきましたが、再度お尋ねいたします。

収入証紙の取扱いについては、今後検討が進められ、方針が示されるものと受け止めましたが、公金収納について、県民の利便性向上を図るためには、コンビニ収納やクレジットカード、スマートフォン決済アプリなど、多様な収納方法の提供が重要と考えますが、公金収納方法の多様化に今後どのように取り組んでいくのか、会計管理者にお伺いいたします。

○会計管理者（平山文春君） 県では、公金収納の多様化の取組として、コンビニ収納やクレジットカード決済に加え、スマートフォンアプリによるバーコード決済や電子申請と連動したキャッシュレス決済など、様々な収納方法の拡大を図っております。

このような中で、納入通知書により収納している地方税以外の使用料・手数料等についても、スマートフォンによるQRコード決済などが可能となるよう、今年度の新規事業「eLTA Xを活用した公金収納デジタル化事業」で、来年9月の収納開始に向けたシステム改修を鋭意進めております。

今後も県民の利便性向上の観点から、デジタル社会に対応した公金収納の多様化に、各部局と連携して積極的に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 平山会計管理者、答弁ありがとうございます。積極的に取り組むという答弁を確認しました。

次に、先ほど、警察本部長より反則金の現状と使途内容について伺いました。反則金は、直接、警察本部の歳入となるのではなく、国庫に納められた後、交通安全対策特別交付金として、都道府県及び市町村に交付されるという答弁がありました。

当該交付金の本県における使途内容は、次の機会に総務部にお尋ねいたします。

反則金の納付方法として、インターネットバンキング納付が他県で試行運用されていることから、今年、常任委員会で島根県の取組を視察してきました。

本県の警察本部は、インターネットバンキング納付についてどのように考えておられるのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 反則金の納付につきましては、納付者と金融機関の負担軽減のため、警察庁が令和3年6月から、島根県と秋田県において、ATMやインターネットバンキングでも納付できる制度を試行運用しております。

反則金の納付方法につきましては、今後、イ

インターネットバンキングも含めた多様化に向け、警察庁の方針に沿って検討を進めてまいります。

○荒神 稔議員 警察庁の方針に沿って検討するという答弁をいただきました。

それでは次に、人口減少社会の対応策について伺います。

道州制についての答弁で、人口減少、少子高齢化は想定を上回るスピードで進んでいると述べられましたが、人口減少に歯止めがかからない中で、全国知事会で人口減少対策を統括推進する庁レベルの司令塔設置を国に要請されていることから、本県に司令塔設置が期待できる政策内容とは何なのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国、地方におきましては、これまでもそれぞれ様々な対策に取り組んできたものの、いまだ全国的に少子化に歯止めがかからず、人口減少が加速しております。このような状況において、今こそ国、地方、国民が一体となってこの困難な課題を克服していかなければならない局面にあると、そういう強い危機感を抱いておりますし、これは全国の知事が共有している問題であります。

このため全国知事会では、国に先駆けて全都道府県が参加する人口戦略本部を立ち上げて、最重要課題として取り組んでいるところでありますし、国に対し、人口減少問題を国政の最優先課題に位置づけた上で、省庁の枠を超えた司令塔を設置し、分野横断的な実効性のある対策を総合的かつ戦略的に推進するよう求めているものであります。

現時点では、国において具体的な動きはありませんが、本県としましては、司令塔による強いリーダーシップの下で、幼児教育・保育の完

全無償化や子供医療費助成など、地域間格差が顕在化しております子育て支援策の全国一律での実施をはじめ、関係人口の創出・拡大や地域産業の振興といった、地方の創意工夫を凝らした取組に対する税制面及び財源措置等でのさらなる支援を期待しているところであり、全国知事会と連携しながら、しっかりと国に働きかけてまいります。

○荒神 稔議員 少子化は1970年代から始まったとされています。その当時から、国、県が真正面から取組をされていたらと、今になって私は悔やむ思いが募ります。今後は、最優先課題として、子育て支援策の全国一律での実施を求めるとの答弁を述べられましたので、国の責任において、知事のリーダーシップで日本の国策として取り組まれる司令塔設置に期待して、次に、関係人口についてお尋ねいたします。

日常生活や通勤以外で特定の地域に継続的に関わり、地方の農業や地域と結びつきの強い、支え合う関係人口を望むところでございます。

本県の活力ある地域づくりのために、関係人口創出が重要と考えますが、どのように取り組んでいくのか、本県にとって関係人口の捉え方が理解しにくいことから、国が関係人口に関する報告書を取りまとめた当時、総合政策部長であられた日隈副知事にお尋ねいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 関係人口であります。人口が減少する中であっても、都市と地方の多様な人材が交流し、お互いの知識や経験を生かして、地域の課題解決や新しい価値の創造により、本県においても、それぞれの地域の活力を高めることができるものと認識しております。また、地方創生2.0においても、改めて注目されているところであります。

県では関係人口を創出するため、市町村と連

携して、ひなた暮らし体験促進事業などにより、これまで、都市部の方々に、県内で働き、収入を得ながら地域に滞在していただく取組や、都市圏での交流会の開催など、様々な施策を展開してまいりました。

これらの取組によりまして、地域との継続的な交流が行われ、例えば、ふるさと納税を始められる方や特産品を活用して商品開発に取り組む方、二地域居住をしながらゲストハウスを経営する方、あるいは神楽や祭りなど伝統文化の継承に貢献いただく方など、様々な形での関係人口が生まれてきております。

県としましては、引き続き、国の動きなどを踏まえながら、市町村や関係団体と一体となって、関係人口を創出するための取組をより一層推進してまいります。

○荒神 稔議員 都会で働く人にとってどういうメリットがあるのか明確にすることが、持続的な関わりを生み出すことになるのではないかと考えております。本県の取組課題等を検証され、実になる事業となりますことを期待して、次に、里親制度についてお伺いいたします。

このことは、以前から凶師議員が専門的な観点から質問されておりますが、今回は私なりにお尋ねいたします。

質問に入る前に、まず、里親、ファミリーホーム、児童養護施設等の関係者に改めて感謝を申し述べてお尋ねいたします。

生まれて間もなく親から殺害、遺棄などされた赤ちゃんは、こども家庭庁によると、約20年で185人に上るとあります。

過去に県内でも発生した事案もあり、また、本県の児童虐待相談対応件数も、令和4年度に2,019件と過去最高を記録し、近年では高止まりの状況にあることから、県では宮崎県社会的

養育推進計画を策定されています。

この計画では、令和11年までに里親登録率130%の受皿を確保し、現在の子供の数を48人から135人への数値目標が掲げてありますが、数値目標を急ぐあまり、里親委託が不調になった子供は、帰る場所さえなくなります。

そこで、本県の社会的養育推進計画の里親委託の数値目標にとらわれることなく、子供は大切な宝であり、ものではないとの私の思いから、児童の施設入所と里親について、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 様々な事情で家庭での生活が困難な子供については、施設への入所や里親への委託といった形での養育を検討することとなります。

施設への入所につきましては、児童指導員や心理司など専門的な支援体制が整っており、同世代の子供たちと集団生活することで、協調性や社会性が身につくとされています。

また、里親への委託につきましては、深い愛情を持って育ててくれる親代わりの里親との間に信頼関係が生まれ、安心感の中で自己肯定感が育まれるとされております。

里親委託については、数値目標を掲げてはおりますが、養育先の選定に当たっては、施設、里親それぞれの養育環境の利点を考慮しつつ、子供の意向や状況等を十分踏まえた上で、子供にとって最善なものとなることを第一に決定しております。

○荒神 稔議員 現社会では、共感を求める相手にAIがナンバー1に選ばれる時代の中、日本の家庭教育の力は、以前より強くなっているとは言えないと語られています。逆に、ゲームやスマホの普及により、養育力は弱くなって、親の言うことは聞きません。

教育委員会の課題にも、いじめ・不登校問題が掲げてありますが、家庭で兄弟の多い子供と少数の子供では、問題の対象が異なるようです。施設等の共同生活では、いじめ・不登校問題には縁遠いと聞いております。我が家の5人の子育てを思い出しても、子供たちは、家より学校の友達、悩みは兄弟、友達で解決が多くあった我が家の子育てでありました。

子供にとって最善になることを第一に考えられて、計画の数値目標にとらわれることのない政策を強く要望して、次に移ります。

今や即戦力となる外国人材の受入れ状況については、国内に外国人が2024年12月末で約376万人とあり、本県には前年度比18%増の約1万1,500人余で、過去最多であります。

県は昨年12月、特定技能人材の確保・育成を目的とした覚書を締結されております。当時の農政水産部長は、今後ますます県内での特定技能人材の受入れが加速することを期待していると語られています。

また、本県は、外国人材の受入れや定着を促進する相談窓口の運営も委託されております。

先月、私は小村寿太郎弁論大会を見る機会があり、高校生代表10人の中に、外国出身の2人が出場されていました。

その1人、アフガニスタン生まれの高校2年生の女子生徒が、祖国の教育制度は、タリバンによる政権後、女子の中等教育、高等教育が禁止になり、女子が教育を受けられるのは小学校卒業までとなっており、教育を受ける機会が大幅に制限されたと発表され、「女の子だから」という理由が印象に残りました。

そこで、日本における外国人児童生徒の義務教育段階における就学について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 外国人児童生徒には、我が国の義務教育への就学義務はありませんが、公立の義務教育課程の学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で学校に受け入れ、教科書の無償配付や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会が保障されております。

そのため、就学を希望する際には、保護者と当該市町村教育委員会で、日本語の習得状況やこれまでの学習状況を確認した上で、適切な学年を決定し、公立小中学校への就学手続を行っております。

○荒神 稔議員 答弁ありがとうございます。

今年、常任委員会で、都城市内の苦勞されている小学校の現状を視察しました。

本県の外国からの児童生徒は令和7年5月1日現在141名で、日本語指導が必要な児童生徒は102名でありました。外国人の児童生徒が県内に均衡にいるわけではなく、宮崎市、都城市に多く偏りがあるようです。

日本語指導を必要とする児童生徒の増加に対応するための指導・支援体制について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 議員御指摘のとおり、日本語指導が必要な公立小中学生の数は、令和7年5月1日時点で102名であり、年々増加していることから、県教育委員会では、指導・支援体制の充実に取り組んでおります。

具体的には、帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業において、市町村が学校に配置する日本語教育サポーターの経費を一部補助するとともに、当該サポーターに対し、適切な助言等を行う専門性を有する教員4名を各地域の拠点校に配置しております。

今後、より効果的な日本語教育を行うため

に、県が配置する専門性を有する教員が直接、来日間もない児童生徒への日本語の初期指導や、ICTを使った学習支援を行うとともに、配置職員の増加を図るため、国に対し財源のさらなる充実を求めてまいります。

○荒神 稔議員 県は受入れが万全だから、人材受入れ・定着のために、外国人材受入・定着支援センターの運営委託や、海外大学と連携合意及び覚書を締結されたと思います。

少なくとも、都城市内の学校においては、県の責任として十分な支援が急務であることを強く要望して、次に移ります。

県独自の備蓄米の必要性については、前回、佐藤雅洋議員も質問されていますが、私からもお尋ねいたします。

農業県の宮崎県として、本県が災害に備え、米を備蓄することは重要と考えますが、県独自で常日頃から米を備蓄することの必要性について、県の考えを農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 食料安全保障の観点から、国は米の備蓄を行っており、災害が発生した場合、その範囲で、知事または市町村長の求めに応じ、緊急的に災害救助用米穀を引き渡す制度があります。

この制度は、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震で活用され、被災地での食糧不足等の解消につながったと伺っております。

県としましては、毎年、農林水産省との間で事務手続等の確認を行い、迅速に制度を活用する体制を整えていることから、米について、独自に備蓄することは考えておりません。

引き続き、国や市町村、JA等とも連携しながら、制度の運用をしっかりと確認し、万一を想定した準備に努めてまいります。

○荒神 稔議員 県として災害対策の体制が

整っているから、県独自では備蓄は考えていないとの答弁を確認しました。

次に、先人が植え育てた恩恵で、本県は杉丸太生産量約172万8,000立方メートルで34年連続日本一、そして2位は秋田県です。

それでは、生産量日本一にとらわれず、本県の山林所得向上のために、付加価値の高い県産材の出口対策にどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 森林所有者が十分な利益を確保し、持続的な森林経営を行っていくためには、新たな木材需要の創出や付加価値を高める出口対策が重要であります。

このため県では、新製品開発の推進を含め、品質、性能の確かな製材品の加工・流通体制の強化や、県外消費地での商談会、海外プロモーションによる販路開拓などに取り組んでおります。

また、昨年、木材加工事業者が設立した「みやざき木質化技術開発・利用拡大推進協議会」にオブザーバーとして参加し、建築物からデッキやトラック荷台などの非建築分野まで、県産材活用を広く普及するための助言等を行っております。

今後とも、関係団体等と連携しながら、県産材の高付加価値化に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 県産材の活用として、県外、国外への販路開拓に取り組むとの答弁でありました。早速ですが、やる気を見せるために、林野庁の森林・林業基本計画に盛り込まれている木材のよさや木材への親しみを深める木育推進のために県が活用している木製額縁を、まずは県立高校卒業証書の額縁に活用する取組はいかにかと思うわけですが、この件を提案して次に移ります。

伐採、集約、集積の課題に対応するとともに、再造林目標達成のためにも、森林整備を進めるに当たり、地籍調査を推進することが重要であると考えますが、県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 適切な森林管理や土地取引の円滑化を図るためには、地籍調査の推進が重要であることは認識しております。

県内の地籍調査の進捗率は昨年度末で74.2%ですが、市町村によっては、調査の着手時期が遅れたことや、地権者の相続及び境界の確認に時間を要したことから、進んでいないところもあります。また、調査が未完了の区域は、その約7割が林地となっております。

このため、広範囲の測量が可能となるドローン等を用いたりモーターセンシング技術の活用や図上での境界確認、森林境界明確化事業の測量成果の活用などを市町村に対して助言しております。

今後とも、必要な予算を国に要望するとともに、市町村等と連携し、地籍調査を進めてまいります。

○荒神 稔議員 県内の自治体の進捗率をお聞きしますと、完了した自治体があれば、進捗率が20数%から40数%の遅れている自治体もありますので、今後は進捗率の低い自治体に助言をお願いします。

また、平成18年度から導入した宮崎県森林環境税は、令和6年度は約3億2,000万円であります。二重課税感の解消の取組として税のネーミングや、山林等の周知方法として秋田県が実施しているバスのラッピング広告活用を要望して、次に移ります。

スマート農業については、先週、山下県議も

専門的に質問されましたが、私も同感でございます。

少子化問題が続く中、高校の無償化に伴い、公立高校は危機的な状況であります。今が正念場だと思いますので、農業県である本県の農業系高校の魅力化を今後どのように図っていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 各地域の農業系高校は、それぞれ100年を超える長い歴史の中で、多くの担い手を輩出し、本県の基幹産業である農業を支える役割を果たしてきました。

一方で、農業を取り巻く状況は大きく変化していることから、日本の食を支える根幹である農業に魅力と将来性を持ってもらえるよう、これまでの教育内容に加え、国が進めるスマート農業など高度な技術を学ぶ環境も整えることで、農業系高校の魅力化が図られるものと考えております。

また、これらの取組を小中学生やその保護者にしっかりと伝えていくことで、農業に対する志が高い子供たちがこれまで以上に集まるものと考えております。

○荒神 稔議員 答弁ありがとうございます。

念を押しますけれども、少子化、そして高校無償化というときに、大変スピード感のある政策が一番に頭をよぎります。迅速にスマート農業教育を充実させるには、産業界と連携した支援の取組が、学生にとってスピード感のある教育政策だというふうに思っております。このことを要望して、次に移ります。

全国的に農地バンクで地域外の農業者に貸し出す農地が増えていることから、中山間地域の農地を守るために地域外から担い手を呼び込むには、地域計画における農地管理対策に、スピード感のある取組として、農地集約に取り組

む地域の支援事業が大切だと思います。その支援事業について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、中山間地域など、地域外から農業の担い手と呼び込みたい地域に対し、国の集約化奨励金交付事業を活用し、農地の集約化や担い手の算入を促進しています。

本事業は、将来の耕作者が決まっていない農地を含め、複数の農業者の分散している農地を一旦農地バンクが預かり、一固まりの農地として担い手に貸し出す取組を、中山間地域等が主体的に行うものです。

本事業による集約化の状況に応じて、地域に対し、10アール当たり5,000円から3万円の奨励金が交付されるため、農地の集約化に取り組む地域の後押しにつながると考えております。

今後とも、市町村と連携しながら本事業を推進するなど、中山間地域の農地を守る取組を支援してまいります。

○荒神 稔議員 今朝の報道によりますと、農地の外国人取得問題が上がっております。その中でも、中国の農地取得が多かったようでございます。

今後、担い手不足、高齢化による離農や鳥獣被害による耕作放棄地が増える中で、答弁された農地の支援があっても、もう遅いと話される農家の声もあります。

中山間地域では、畑地かんがい用水地域の農地も同様に、耕作放棄地の増加の一途を懸念しているところでございます。

このことから、次に、畑地かんがい用水の木之川内ダム小水力発電推進の取組について、昨年に引き続き、木之川内ダムの小水力発電ポテンシャルの再評価について、その結果と対応策

を企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君） 令和2年度に地元の土地改良区が開発を断念いたしました木之川内ダムの小水力発電開発につきましては、昨年度、改めて再評価を行ったところであります。

その結果、年間を通じて発電に利用できる水量が少ないことや、昨今の建設資材高騰の影響などによりまして、企業局における事業化も現時点では困難と考えております。

こうした中、今年度、連携協定を締結いたしました民間企業におきましては、コストダウンのため、小水力発電に関する自社製品やノウハウを活用できることから、民間による事業化の可能性を調査していただいております。

結果につきましては、今年度中に、土地改良区をはじめとする地元関係者の皆様に御報告することとしておりまして、引き続き開発の助言等を行ってまいります。

○荒神 稔議員 答弁ありがとうございます。

今の答弁では、結果については、土地改良区をはじめとする地元関係者に、今年度中に報告されることを確認しました。今日は関係者もいらっしゃるようでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、畑地かんがい用水地域の荒廃農地の増加に伴う県営事業の見直しについてお伺いいたします。

畑作経営の安定を図ることを目的として、3,966ヘクタールの畑地を対象に昭和62年から事業に取り組み、平成22年までに木之川内ダムの基幹水利施設が整備されています。

受益地までを整備する県営事業につきましては、全体で52地区が計画され、事業進捗率は約62%であります。現時点での事業完了予定は、15年後の令和22年3月完了が見込まれておりま

す。こういう時世です。これが早くなることは考えられません。

未採択の地域は中山間地域に多くあることから、人口減少に伴う担い手不足もあり、今後の農地や水路等の管理を懸念する地元の声も多く聞かれます。

土地改良区の維持管理費等は年々膨らみ、都城市の調査によると、令和6年度末時点で畑かん事業受益地内の遊休農地は約130ヘクタール、さらに増加するおそれがあり、現在の水利用の農地面積は僅か約6%です。今後の県営事業の推進が難しくなると私は危惧しております。

都城盆地地区の県営事業について、今後どのように進めていくのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 御質問にもありましたとおり、都城盆地地区の県営事業は、令和6年度時点で全体受益の約6割に当たる2,427ヘクタールが採択となっている一方、約4割の未採択地域は、そのほとんどが中山間地域に位置しており、高齢化や土地持ち非農家の増加に加え、それぞれの農家が所有する農地が狭く分散している状況にあります。

このため県としましては、まずは地域計画の話し合いの場を通じて農地の集約化を進め、地域外を含めて、担い手が参入しやすい環境を整えることが重要であると考えています。

その上で、地域としっかり対話し、都城盆地地区の将来像について、地域の意向や担い手のニーズを把握しながら必要な整備を行ってまいります。

○荒神 稔議員 地域外から担い手と呼ば込むという答弁がございました。水利用が可能であるエリア、こういう地域が荒廃しないように、

農地を貸し出す政策や土地改良区の維持管理等の軽減策として、企業局長のおっしゃいました木之川内ダムの小水力発電開発の取組を強く要望します。

次に、今年3月、待望の都城志布志道路約44キロが全線開通いたしました。

まず冒頭に、都城志布志道路整備に御尽力いただき、この日を心待ちにされていた一人でもありました、元県土整備部長、前都城市副市長の児玉宏紀さんが、開通を待たずに昨年他界されたことが大変残念であります。

それでは、知事にお尋ねいたします。都城志布志道路開通における経済効果への期待を知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国や鹿児島県とともに整備を進めてきた都城志布志道路は、計画から30年を経て、今年3月に念願の全線開通を迎えました。都城市を中心とした南九州圏域の広域的な道路ネットワークが形成されたところでありまして、改めて、県議会をはじめ御尽力いただいた全ての皆様に、心からの感謝を申し上げます。

私もこの道路を通る機会が多いんですが、平日、休日に限らず、非常に交通量が多いなということを実感しておりますし、既に市街地では主要交差点の渋滞が解消されるなどの効果が発現していると伺っております。

また、インターチェンジ周辺では、工業団地のさらなる造成工事が進められており、企業進出による新たな雇用の創出に加え、農畜産業の活性化や、広域的な救急医療活動の充実なども期待されるところであります。

さらに、南海トラフ地震など大規模災害時の後方支援拠点都市である都城市と沿岸地域が信頼性の高い道路で結ばれることにより、迅速な

応急復旧活動や支援物資の輸送が可能となるものであります。

今後、このような都城志布志道路の全線開通の効果を県内全域に広く波及させるため、高速道路をはじめとする幹線道路の整備を積極的に進めていき、暮らしや経済を支える社会資本の構築に全力で取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 答弁ありがとうございます。

都城インターチェンジ周辺では、先ほど知事が申し述べられましたように、さらなる造成工事で、企業進出による新たな雇用創出が期待されるようございまして、企業立地についても大変な問題がございますけれども、企業立地の支援についてお伺いいたします。

市町村が整備する工業団地に対して、県の強力なバックアップが必要と思います。県の取組を商工観光労働部長に伺いますが、市町村が整備するに当たって、県の強力なバックアップという内容に重点を置いて、答弁をお願いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 近年、企業の投資が活発化する一方、産業用地不足が課題となっております。

このため県では、従前より実施している市町村の工業団地整備に係る調査事業等に対する補助に加え、昨年度から、半導体関連企業等の誘致を主目的とする工業団地整備への補助についても、約4,000万円の予算を措置し、市町村への支援を強化しております。

また、今年5月には、新たな取組として、「みやざきの提案・要望」において、知事が国に対し、工業団地整備促進のための財政支援の拡充を要望したところであります。

県としましては、今後とも、市町村と意見交換を行いながら、企業ニーズに即した工業団地

整備を促進してまいります。

○荒神 稔議員 答弁にありました、国に財政支援の拡充を要望し、市町村と意見交換を行いながら対応されるとのことですが、仮に各自治体でなく、県独自で工業団地整備事業に取り組まれたとしたら、多額な事業となることから、頑張っている自治体の努力が報われる支援策を考えてほしいと強く要望して、次に移ります。

今回の代表質問でも、日高博之議員や函師議員から新幹線について質問がありました。

新幹線といった大型プロジェクトを実現するには、県民が一丸となって整備推進を求めていることが重要であると考えますが、新幹線整備に向け、県民に対する機運醸成にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新幹線の整備は、長い時間をかけて国家プロジェクトとして進められるものでありまして、県民の理解と熱意が大変重要になってまいります。

このため、県が事務局を担う宮崎県鉄道整備促進期成同盟会では、新幹線整備に対する県民の関心を高め、議論の活性化を図るため、昨年度の県によりますルート調査に続き、本年度は、新幹線の整備や開業に伴う経済波及効果について調査を行ったところであります。

同盟会では、これらの調査結果につきまして、今年は12月に延岡市で開催を予定しております県民向けのシンポジウム等を通じて周知を図るほか、本年3月に決定した東九州新幹線のロゴマークを活用したPR活動を行うこととしております。

このような取組を積み重ねながら、また沿線の各自治体とも連携しながら、引き続き、県民に対する機運醸成に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 機運醸成のために、来年は延

岡市で開催ということでしたが、昨年度のルート調査では、日豊本線ルートの鹿児島中央と宮崎の間を先行的に部分開業することを想定した、鹿児島中央先行ルートの調査が行われています。

九州新幹線では、博多－新八代より、新八代から鹿児島中央間が先行して整備されております。東九州新幹線でも、鹿児島中央から宮崎間の先行整備が考えられると私は思っています。いかにスピード感を持って宮崎につながかが大切だと思っております。

我々宮崎県議会は、熊本、鹿児島、宮崎の3県で組織する南九州観光振興議員連盟の会員として、昨年の同大会では、新幹線の連結に向けた整備促進等を決議しているところでもあります。南九州の振興の視点からも、機運醸成を図っていただけることを願います。

次に、先人の御尽力で、吉都線沿線のまちづくりがあります。吉都線の存続に向けた利用促進の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 県では、吉都線の維持を図るため、沿線自治体で構成する利用促進協議会と連携し、駅の環境整備を行う地域住民への支援や、遠足等で吉都線を利用する団体への運賃補助を行っております。

また、沿線風景を撮影するツアーや駅を起点としたウォーキングイベントなど、吉都線を利用するイベントを開催してきており、今年度も同様に実施を予定しております。

さらに今年度は、通勤・通学での利用促進につなげるため、定期券代を1か月分全額補助する事業にも新たに組み込んでおり、今月から募集を開始したところです。

吉都線は地域住民の日常生活を支える基盤で

ありますので、引き続き、地域と一体となって様々な利用促進策に取り組み、路線の維持につなげてまいります。

○荒神 稔議員 吉都線については、知事も吉都線に乗られていろいろと感想を述べていらっしゃいますが、改めてお礼を申し上げます。

我が都城市にも、宮崎市に次いで外国人が数多く生活されています。その方々の唯一の交通手段は、吉都線をはじめとする公共交通機関です。

外国人の受入れ体制のさらなる充実を要望して、次に、宿泊税の導入についてであります。

宿泊税の導入に向けた検討を進める必要があると私は考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宿泊税は、観光地の魅力向上や受入れ環境整備などの観光振興に係る自主財源を安定的に確保する上で有効な手段でありますことから、多くの自治体で導入や検討が今進められているものと承知しております。

2002年に東京都が初めて導入して以降、追随する自治体はございませんでしたが、ここ数年は、オーバーツーリズムと言われるようなインバウンド観光客の急増に悩まされる自治体がある。その対策財源として導入を進める、そのような動きが展開しているところであります。

一方で、宿泊税の導入は、現場において宿泊事業者における徴収や納入などの事務負担、レジシステム改修の費用負担などが懸念され、検討を進めている自治体では、物価高や人手不足等の影響により、厳しい経営状況にある宿泊事業者などから、慎重な意見が寄せられているとも伺っております。

また、観光目的の法定外目的税として導入される宿泊税であります。観光目的以外の宿泊

者に対しても負担を求める、その課税根拠をどう考えるのか、それは整理すべきではないか、そういうような理論上の問題点、課題というものも指摘されているところであります。

現在、全国的には観光需要が大きく拡大し、コロナ禍前の水準を上回る中、本県においてはいまだ回復途上でありまして、まずはコロナ禍前の水準に戻すことを最優先事項として全力で取り組んでいるところであります。

宿泊税の導入につきましては、本県観光の回復状況を見極めつつ、また、他県の動向や宿泊事業者など関係者の声を伺いながら、慎重に研究を進めてまいります。

○荒神 稔議員 答弁ありがとうございます。

しないがための理由はいっぱいある。でもメリットもある。このことも頭に置いていただいて、宿泊税は法定外目的税です。宮崎市も導入の方向であると聞いております。これは宮崎県が取るんじゃないくて、宮崎市が導入するわけですので、県外から見たら、宮崎県というふうな錯覚をする方もいらっしゃるかもしれません。

東京もそうですが、本県より自主財源が勝る知事のふるさと広島県も来年から導入されるようです。

それでは最後に、都城市は、九州高速道路の高崎一山田間におけるスマートインターチェンジ調査事業を6月補正予算に計上されました。また、このことは、地元自公連、商工会、様々な官民連携で、11月に決起大会も予定されていると聞いております。

このような中、県として、今後、連携して全ての整備の取組に御協力いただく、また御指導いただくことを願い、私の全ての質問を終わります。

また、質問のために、財政課をはじめ、数多

くの執行部の職員の皆様にお礼を申し上げて終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 次は、齊藤了介議員。

○齊藤了介議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の齊藤了介でございます。

質問に入ります前に、少しだけお話をさせていただきます。

毎年呼んでいただきます保育園の卒園式、ここで卒園児が暗唱して保護者や我々来賓に聴かせてくれる、一つの詩があります。御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、「あたりまえ」という詩です。

あたりまえ

こんなすばらしいことを、みんなはなぜよろこばないのでしょう

あたりまえであることを

お父さんがいる

お母さんがいる

手が二本あって、足が二本ある

行きたいところへ自分で歩いてゆける

手をのばせばなんでもとれる

音がきこえて声がでる

こんなしあわせはあるでしょうか

しかし、だれもそれをよろこばない

あたりまえだ、と笑ってすます

食事が食べられる

夜になるとちゃんと眠れ、

そして、又朝がくる

空気を胸いっぱいにする

笑える、泣ける、叫ぶこともできる

走りまわれる

みんなあたりまえのこと

こんなすばらしいことを、みんなは決してよろこばない

そのありがたさを知っているのは、それをな

くした人たちだけ
なぜでしょう
あたりまえ

この詩を毎年、卒園児、まだ小学校入学前の子供たちが大きな声で暗唱してくれるんですが、これは、骨肉腫で右足の膝から下を切断、後に肺に悪性腫瘍が転移し、1979年、32歳の若さでお亡くなりになりました富山県出身のお医者さん、井村和清さんが、お亡くなりになる直前に、幼い長女とおなかの中の次女に送った詩であります。

「飛鳥へ そしてまだ見ぬ子へ」という題名で映画化されたので、御存じの方もいらっしゃるかと思います。

改めて私も、こうして議員として質問できることを当たり前と思わずに、県議の職を与えていただいていることに感謝し、誠心誠意、質問させていただきますので、知事や各部長、教育長、警察本部長も、その職にあることを当たり前と思わずに、誠実な答弁をお願いしたいと思います。

それでは質問に入ります。

まず初めに、知事の海外におけるトップセールスについて伺います。

9月定例県議会開会日の知事の提案理由説明の中で、6月の台湾、7月のフランス、8月のアメリカ並びに韓国と、知事の海外におけるトップセールスについて説明がありました。

各国での県産品の輸出拡大や県人会との連携強化、航空路線の要望活動、スポーツ合宿誘致、インバウンドの誘致促進と、いずれも大変重要な活動であると考えます。

知事が世界を回られることは、本県を世界から俯瞰して見ることで、世界で日本はどのような国にならなければならないのか、その上で、

我が国における宮崎県をどのような地方につくり上げていくことが県民の暮らしの安定や幸福につながるのか、政策の大きなヒントにもなると考えられ、ひいてはそのことが、子や孫たちが将来、本県を担う際の大事な道しるべになるのではないかと確信するものであります。

そこで、知事はこれまでの海外におけるトップセールスを通じて、どのようなことを感じ、県民にどのようなことを伝えたいか伺います。

以上、壇上からの質問とし、以後は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お願いします。

トップセールスは、県政のトップである私自身が各国要人との人的ネットワークを構築し、海外との人的・経済的交流を図る上で、大変有効な手段であるとともに、実際に、現地の情勢やニーズ、多様な価値観などを体感し、そこで得られたものを施策に反映させる上で、大変重要な機会となっております。

これまで、世界各国でトップセールスを実施し、県産品の販路開拓やインバウンドの誘致、スポーツツーリズムの推進、航空路線の維持・充実など、一定の成果を得てまいりましたが、とりわけ、国内市場が縮小する中で、本県の経済・産業の活性化を図る必要があり、トップセールスに係る責務の大きさと県民の期待を強く感じているところであります。

昨日、本県の先覚者についての議論がございましたが、先日、大阪・関西万博のイタリア館を案内いただいたときに、その入り口に伊東マンショの肖像が掲げられておりました。

西都市出身のこの少年が、遣欧少年使節団の正使として、リーダーとして大きな仕事をされ

た。若い世代がチャレンジして、そして道を切り開いてきた。そのシンボルとしてイタリア館もその場所に設置して、そういう本県の先覚者、大変大きな仕事をされたということを改めて感じたところでありますし、誇りに思ったところでもあります。

県民や事業者の皆様にも、積極的に世界に踏み出し、グローバルな視点で人的・経済的交流を深めていただきたいと考えておりまして、引き続き、私が先頭に立って世界の活力を取り込み、「世界を舞台に躍動するみやざき」の実現に向けて、オールみやざきで取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○齊藤了介議員 ありがとうございます。今、知事から伊東マンショのお話をしていただきましたけれども、答弁にもありましたとおり、県の教育委員会が行っている世界とつながる高校生海外留学支援事業も、私は一番最初に知ったときに、宮崎県は素晴らしい事業に取り組んでいるなど、そうやって若いうちから世界を見せて、また世界から日本を見詰め、そして日本の中で宮崎をどうしていくのか、この視点というのは非常に大事であると思います。

あわせて、昨今、私が考えているのは、我々日本人が日本のことを知らな過ぎる。日本の歴史であったり、皇室のことであったり、武士道精神もそうかもしれません。国柄をしっかり落とし込んで、和の精神、こういったことを、ぜひ知事にも、世界に出ていったときには、日本という国はこんな国なんだということを発信していただければと思います。

次に、テレビ番組「YOUは何しに日本へ？」が私は大好きで、いつも録画して時間が空いたときに見ているんですが、毎回、日本のよさや魅力について、外国の方から教えていた

できます。

5月に本県で観光庁長官が講演された際にも、萩川観光庁長官から、外国人の日本に対する印象について、「日本は治安がよく、食べ物がおいしく、自然や伝統文化が素晴らしい。日本人は親切で礼儀正しい」とのお話をお聞きしました。

九州の中で比較しても、本県外国人旅行者の数はかなり低いのでありますが、逆を返せば、まだまだ伸び代があると考えられるのではないのでしょうか。

知事は、これまで海外を訪問された経験などから、どのようなことが本県へのインバウンドの誘致につながると思われるか、お考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国は、今御紹介がありましたように、食や四季の美しさ、歴史や文化などが高く評価されておりますが、本県には、それらの魅力に加え、温かい県民性や、ゆったりとした暮らしなど、かけがえのない宝があふれております。

例えば、アカデミー賞のアフターパーティーで振る舞われております宮崎牛は、訪問する海外の先々で、その味や品質について称賛の声をいただいております。

また、ゴルフやサーフィンに代表される豊かな自然や温暖な気候を生かしたスポーツ環境、ユネスコ無形文化遺産の登録を目指す神楽などは、いずれも世界に誇れる観光資源であります。

さらに、訪れた人を温かく迎え入れる県民一人一人のおもてなしは、G7宮崎農業大臣会合等の国際会議や各国代表チームのスポーツ合宿を受け入れる中でも高い評価をいただいているところでありまして、本県の誇りであります。

私はこうした宮崎の宝の数々を大切に守り育て、より一層、戦略的、効果的に発信し、世界から選ばれる「観光みやざき」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 先ほど話しました「YOUは何しに日本へ?」、恐らくこの議場にいらっしゃる方も御覧になったかもしれないんですけども、18歳のドイツ人のモデルの男性が、新宿みやざき館KONNEにありますレストラン「くわんね」で食べたチキン南蛮が、これまで食べた日本のお寿司や豚カツよりもむちゃくちゃおいしいということで、わざわざここにまた食べに来ているところを番組の取材で取り上げていました。

それで、その後、本場のチキン南蛮を食べたいということで、わざわざ宮崎まで来て、ある地元のお店で食べるんですけども、その方の本当においしそうに食べている姿を見たときに、私は、何が外国人を引きつけるのか、やっぱり我々の価値観を超えたものがあるんだなと思いましたので、本当に柔軟性を持って、これからインバウンドに取り組んでいただけたらと思います。

次に、本県における水難事故、山岳事故についてお伺いいたします。

今年も全国のニュースで、川や海で人が亡くなるという本当に悲しい事故を聞きました。

まず最初に、本県での過去3年間における水難事故の件数と、死者、未発見者の数を警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警が過去3年間に取扱った水難事故の件数は、令和4年中23件、令和5年中12件、令和6年中22件です。

また、死者数は、令和4年中13名、令和5年中7名、令和6年中10名です。未発見者はいま

せん。

なお、水難事故のほとんどは海や河川で発生しております。

○齊藤了介議員 本県でも結構な数の方がお亡くなりになっているということでした。

次に、全国的に小中学校における水泳の授業が、プールの老朽化や教員の負担、そして熱中症等の理由で廃止となったり、民間に委託されているとの話を耳にします。

本県の小中学校における水泳の授業はどのような実施状況であるか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 水泳の授業につきましては、国が示す学習指導要領に基づき、全ての公立小中学校で実施しております。

授業では、泳法を身につけること、また、海や川など水辺で活動する際の危険から自分や他者の身を守ること等について学習しております。

なお、学校のプールの老朽化等により使用できない場合には、近隣の学校や民間事業者等のプールを借り、確実に実施しているところで

○齊藤了介議員 私の認識がちょっと誤っており、今の教育長の御答弁のとおり、確実に水泳の授業が行われているということで安心しました。

先日、ニュースで、鹿児島県の小学生たちが桜島から錦江湾まで約4.2キロを遠泳している姿を見ました。長年続いている取組らしくて、保護者とか卒業生たちがしっかりと船で安全を確保しながら、子供たちが一生懸命に4.2キロを泳いでいる姿を見たときに、我々人間というのはこの自然の中で生きていかなくちゃいけない、そのたくましさ、強さを教えている鹿児島はす

ごいなというふうに感じたところであります。

それで、鹿児島県の肝付町では、昨年、肝付町ライフジャケット着用条例が制定されました。これは、釣りをする人を対象にライフジャケットの着用を義務化したものであり、ライフジャケットの着用は、水難事故の際に命を守る最も身近な手段であると考えます。

本県でもホームページで、海や川で遊ぶ際のライフジャケットの着用を推奨しているようですが、海や川で水遊びする人で県のホームページを見る人が果たしてどれぐらいいるのでしょうか。

ライフジャケット着用の推奨など、水難事故防止に向けて、様々な手段で県民に伝えるべきと考えますが、県の考えを県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 川や海には思わぬ危険が潜んでいることから、利用者の皆様には、その危険性を認識し、安全確保に努めていただくことが重要です。

このため県では、安全利用の注意点やライフジャケット着用の推奨等について、県ホームページや広報番組で周知するほか、今年度から新たに、SNSの活用や動画の配信など情報発信に力を入れているところです。

また、7月の水難事故防止週間等に、公立図書館や商業施設にて啓発チラシの配布やライフジャケット等の展示を行うほか、学校での出前講座なども実施しております。

今後とも、利用者の皆様が安全に川や海で活動できるよう、関係機関と連携しながら、水難事故防止に向けた情報発信や啓発に取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 大変失礼しました。私はてっきり、県としては、ホームページにそれを載せ

ているだけで満足されているのかなと思いましたけれども、今の部長の御答弁にありましたが、学校でも出前講座をやりながらしっかり発信されているということで、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、山岳事故のほうに移りたいと思います。

本県での過去3年間における山岳遭難の件数と、死者・未発見者数の数を警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警が過去3年間に取扱った山岳遭難の件数は、令和4年中23件、令和5年中22件、令和6年中16件です。

また、死者数は、令和4年中6名、令和5年中2名、令和6年中2名です。未発見者はいません。

○齊藤了介議員 先ほどの水難事故に比べると数はちょっと少ないですけども、それでも実際にお亡くなりになっているという実態がございます。

そこで、本県で山岳遭難が発生した場合、県警の山岳遭難に対応する体制、そして山岳遭難が発生した場合の把握の方法、並びに捜索のやり方について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警では、新年度当初に、各警察署で山岳遭難救助班を編成しており、訓練を実施するなどして山岳遭難に備えています。

山岳遭難の発生時は、遭難者の家族や遭難者本人からの110番通報あるいは消防からの通報など、様々な方法で把握しています。

また、捜索は、警察だけではなく、消防署や消防団等の関係機関とも連携・協力しながら実施しています。

なお、捜索の日数につきましては、ケース・

バイ・ケースとなります。

○齊藤了介議員 登山アプリ「YAMAP」というのがありまして、これを運営する株式会社ヤマップと宮崎県警が、本年の4月に、山岳救助の際に重要な情報となります登山届に関する遭難ZERO協定を締結しました。

これは、登山アプリ「YAMAP」を利用して登山届を提出することで、携帯電話の電波が届かない山中でも、衛星GPSで登山ルートや現在地を確認でき、救助の迅速化が期待できるものであり、宮崎県警の取組として大いに評価したいと思います。

熊本県ではさらに、主要な登山口にYAMAPに登録させるための看板を設置して、YAMAPへの登録を促すことで、遭難者の場所をいち早く特定するための工夫を行っていると聞きました。宮崎県警も同様の取組を実施する考えはないか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警では、山岳遭難の絶無を目指し、登山者への登山アプリの登録促進やアプリの利用方法等について、ラジオや新聞等で広報を実施しております。

株式会社ヤマップとの協定の締結後に発生した山岳遭難では、4名のうち3名がYAMAPアプリを導入しておりました。

登山口へのアプリ登録促進のための看板設置につきましては、山岳遭難防止に関する広報啓発活動の一環として検討していきたいと考えております。

○齊藤了介議員 今、本部長から、山岳遭難の絶無を目指してという心強い答弁がありました。本当にそうしていただきたいと思ひますし、検討というふうにおっしゃいましたけれども、ぜひ看板設置を形にしていいただきたいと思ひます。

熊本県八代市の事例なんですけれども、先ほどの看板とは別に、登山ルートの途中で、携帯電話の電波が届く場所にそれぞれ番号の書かれたレスキューポイントの看板を、森林管理署や警察、消防、消防団、山岳会の協力によって設置されていたんですが、私自身も、本県でどのような方法が考えられるのか、今後勉強していきたいと思ひます。

続きまして、山岳遭難者を一日も早く発見するためには、山岳救助に精通した民間団体との連携も必要だと考えます。

熊本県に本部を置きます一般社団法人山岳災害レスキュー連合会7DAYSには、昨年10月末に、青井岳山中にてキノコ狩りに出かけた高齢男性の搜索活動にも参加していただきました。残念ながら搜索活動が長期化してしまい、生きて救出することはできなかったのですが、その際の搜索活動に関する報告書を御遺族の方から見せていただきました。これは、先ほど話をしました7DAYSがつくっているものです。

山岳救助の専門家だけありまして、御家族や搜索現場から得られる様々な情報から遭難した状況を推測し、最終的には御遺体を発見することができました。

別の事例で、本年7月31日には、宮崎県の夫婦が熊本県内の山を登った際に、奥様が御主人とはぐれてしまい遭難したのですが、その際にも一般社団法人山岳災害レスキュー連合会7DAYSが搜索に参加され、御主人の通報から7時間たった深夜未明に奥様は無事発見されました。

このように、山岳遭難のような人命のかかった搜索活動には、専門性を有した民間団体との連携が重要であると考えますが、警察本部長の

お考えをお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 山岳遭難が発生した際は、遭難者の迅速な発見・救助のために、地元の山のことに詳しい山の会や山岳ガイドのメンバーの協力をいただきながら、搜索活動を実施しております。

今後も遭難者の迅速な発見・救助のため、そうした民間団体からの支援や協力をいただきながら、搜索活動を実施していきたいと考えております。

○齊藤了介議員 今の本部長の話にもありましたけれども、いろいろと県内の山岳に詳しい関係者の話を聞きますと、高千穂警察署と高千穂山の会は、長年積み上げた信頼関係があって、非常に理想的な連携が図られていると聞きましたが、これが別のところに行きますと、なかなかそういう民間との連携は図られていないという実態があるようです。

警察関係者の話を聞きますと、なるほどなと思ったのが、我々は結局、山岳遭難というふうに断定するんですけれども、実際、警察の立場からすると、事件性も排除できないから、安易に民間団体の方に情報提供することが適切なのか、ここがやっぱり判断が難しいというお話を聞いて、課題として、民間の山岳会の人たちが一日も早く、一分でも早く情報収集するために、家族にいろんな情報を聞きたい。ところが、家族も突然そういった方から問合せがあると不審がって構えてしまう。そういうときに、警察と民間の山岳会との連携が取れていると、家族も安心して民間の団体にも情報提供できるということですので、高千穂町でやっているような事例が全県下に広がることを、ぜひ警察本部長にはお願いしたいと思います。

宮崎県には山岳・スポーツクライミング連盟

という組織がありまして、この方ともお会いしましたけれども、ぜひこういった組織を活用していただきたいと思います。

私は、8月31日に熊本の八代に行って、先ほど話しました一般社団法人山岳災害レスキュー連合会7DAYSの代表理事であります白木川直己さん（43歳）に、ちょっとお話を聞いてきました。

ちょうどそのときは、8月に発生しました熊本県の豪雨災害の復旧活動ボランティアに行かれていて、「齊藤さんにもぜひこの熊本の八代市で起きている災害の現場を見てほしい。宮崎県で同じようなことが起きたときに参考にしてほしい」ということで、そこの現場を見せていただいた後に、先ほどお話ししました青井岳での搜索の話とかをいろいろ聞きました。

私は「何で白木川さんは全く無償で熊本から宮崎まで来てくれて、こうやって必死に警察と一緒に頑張って搜索してくれているんですか」と率直に聞いたら、こんな話を教えてくれました。

16歳のときにオートバイの免許を取得されて、宮崎県の北郷町の乗馬クラブに一時通っていた時期があるそうです。そのときに、田野町でガス欠を起こして、雨が降ってきて途方に暮れていたら、ある男性が軽トラックで通りかかって、バイクを荷台に積んで生目台にある御自宅に連れていってくれて、お風呂や夕食、そして、その日は泊めていただいたそうです。

それで、翌朝、16歳の白木川青年が起きると、既に御主人は仕事に出かけられた後で、おうちの方から1通の封筒を渡されたと。その中を見ましたら10万円と手紙が入っていて、「あなたのような若い青年が、宮崎を好きになったということで、熊本から通ってくれていること

が非常にうれしい。このお礼はしなくていいから、将来あなたが人の世話ができるようになったら、この恩はほかの人に返してあげなさい」と。これがきっかけで白木川さんは宮崎が大好きになって、宮崎の方に恩返しがしたいということで、宮崎の方が遭難したら何としてでも助けてあげたいというお気持ちになられて、今でも活動されているそうです。

その救ってくださった男性は、ハーレーダビッドソンを所有されていて、恐らく現在80歳ぐらいじゃなかろうかと。その後、会いに行ったらいいんですけれども、結局記憶が定かじゃなくて、それ以来、その方にはお礼も伝えられていないということでした。

宮崎と熊本と隣県同士、これからもいろんな形でお互い助け合えるような関係構築にぜひ動いていただきたいと思います。

次に、宮崎海洋高等学校の進洋丸について伺います。

令和5年度の文教警察企業常任委員会の県北調査で、宮崎海洋高等学校を訪問し、実習船「進洋丸」について説明を受けました。本県唯一の水産・海洋系専門校として、本県や我が国の水産・海運業、海洋関連産業を担う人材を育成してきた宮崎海洋高等学校と実習船「進洋丸」の功績を改めて認識いたしました。

その中で、実習船を動かしていくために必要な船員と、船の最高責任者である船長の人材確保の課題を耳にしました。

民間船との処遇の違い等で、一時離職者が多かったときもあり、学校長も進洋丸の船長及び船員の安定的な確保に苦勞されているようですが、県の教育委員会として、この問題にどのように対応していくお考えか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 水産業や海洋関連産業の担い手を育成する宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」の船員確保は、喫緊の課題となっております。

船員の確保につきましては、令和4年度から随時採用試験を行い、3年間で6名を採用しております。

また、船長につきましては、外部からの登用のほか、航海士として乗船している職員に対し、2級海技士の資格取得等に向けた支援を行うなど、船長候補として育成しております。

しかしながら、人材確保が厳しさを増す中、船員の不足により、学校教育や水産行政など広く県行政への影響が懸念されることから、関係部局間で連携を図り、継続的かつ安定的な船員確保に向けて、処遇も含めた様々な検討を深めていく必要があると考えております。

○齊藤了介議員 今の進洋丸なんですけれども、令和元年9月議会の一般質問で、日高博之議員と当時の日隈教育長が、耐用年数が近づ居中、早急の代船建造に関するやり取りをされている議事録を拝見しました。そして、令和2年11月議会の補正予算案で、宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業として上程され、多くの関係者の御苦勞の成果で、ようやく今の新しい船が導入されたということであります。

普通科高校と違って、水産・海洋系といった専門性が求められる学校ですので、船に関する知識とか、なかなか教育委員会の皆様も理解が難しいと。校長先生もいろいろと話は聞いてくれるけれども、その後の対応策について、なかなか動きが鈍くて、時間ばかりがたって焦っているという話をお聞きしました。

先日、山下博三議員の御質問の中で、県内8校、農業高校の施設の老朽化の話がありました

けれども、私も普通科系と職業系の高校を見たときに、これからの日本は、職業系、専門的な知識や技術を習得させることを強化すべきだと思いますし、そのためには、県の教育委員会の組織や人の在り方も変えていかなくちゃいけない時期に来ているのかなと。先ほど外国人材の話もありましたとおり、そのように教育委員会には変化していただければというふうにお願いしておきます。

次に、冷凍空調設備工事につきましてお尋ねします。

今年の夏も本当に猛暑であります。地球の生態系も変わり、農業や漁業にも影響が出ており、自然災害も頻発しております。

オゾン層を破壊し、地球温暖化の原因になっていますクロロフルオロカーボンやハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボン——舌をかみそうなんですけれども——をフロン排出抑制法ではフロン類と呼んでおり、エアコンや冷蔵庫などの冷媒用途をはじめ、断熱材等の発泡用途、半導体や精密部品の洗浄剤、エアゾールなど、様々な用途に活用されています。

平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定され、業務用冷凍空調機器の整備時や廃棄時のフロン類の回収及び破壊が法律で義務づけられました。

その後、フロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体に係る包括的な対策が取られるよう、平成25年6月に法改正し、名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改められました。

さらに、令和元年6月の法改正では、県によ

る建物の解体工事現場への立入検査が可能となり、また、フロン類の引渡しの委託を受けた建物解体業者には、フロン類の引取証明書の写しを保管する義務が課されるなど、事業者等の建物解体時における規制が強化されたところであります。

このようにフロン類については、法改正によって規制が強化されてきたにもかかわらず、令和3年11月に東京都において、建物解体業者がフロン類の回収を適正に行わずに大気に放出し、発注者及び当該建物解体業者の双方が検査されたという事案も確認されているところであります。

そこで、建物解体時における業務用のエアコン、冷凍冷蔵機器のフロン類の回収が適正に行われているかを確認するための県による立入検査の実施状況や、フロン類回収の適正化に向けた関係団体との連携について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、毎年、春と秋に行われる建設リサイクル全国一斉パトロールに合わせ、解体工事現場において、業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器に含まれるフロン類の回収が適正に行われているかを確認する立入検査を実施しております。

また、令和元年に改正されたフロン排出抑制法により、フロン類回収に関する規制が強化されたことから、フロン類充填回収業や解体業、飲食業に関する団体と連携し、これらの事業者を対象とした講習会の実施やパンフレット等の配布により、制度の周知徹底を図ってきたところであります。

今後とも、関係団体との連携を密にし、フロン排出抑制法の遵守に向けて取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 現在、県の入札における業種区分におきましては、建設業法第3条に基づき、冷凍空調設備工事業者は管工事業として区分されていますが、管工事業者の中には、冷凍空調設備工事に関する専門の技能士がいない業者もあり、そのような業者が元請業者となった場合には、専門の技能士がいる冷凍空調設備工事業者に下請業者として発注されている事例がございます。

県の入札において、冷凍空調設備工事は管工事に含まれておりますが、発注の実態について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（田中克尚君） 議員から御指摘のありましたとおり、冷凍空調設備工事は、建設業法において管工事業に分類されていることから、管工事業の入札参加資格を設定し、発注を行っております。

県としましては、大規模な工事では、必要に応じ管工事と空調工事を分けて発注しており、さらには、高い技術力が求められる工事では、総合評価落札方式を採用し、空調工事の実績を求めることで、入札参加者の専門性を評価しております。

なお、全ての冷凍空調設備工事について、工事品質を確保するため、専門の技能士による現場指導を義務づけております。

今後とも、適切な入札参加資格を設定し、工事の品質確保に努めてまいります。

○齊藤了介議員 地球温暖化、最近では地球沸騰化と言われていますけれども、カーボンニュートラルであったり、ヒートアイランドであったり、省エネルギー対策であったり、ますます冷凍空調設備業界の方たちの存在意義が増しております。

この夏の間、本当に朝から晩まで休みなしで

様々な現場でお仕事されている皆さんは、暑い夏を快適に暮らしていただきたいという思いで一生懸命に頑張っていらっしゃることを、ぜひ県民の多くの皆様にも知っていただきたいと思っています。

次に、一ツ葉有料道路についてお伺いします。

宮崎市に住んでおります県民の方から、先ほど荒神議員の質問にもありましたが、「新しく開通した都城志布志道路は無料で通行できるが、昔から利用している一ツ葉有料道路はなぜ有料なのか」との素朴な質問を受けました。県民に分かりやすいように、その理由につきまして、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 道路には、国道や県道のように、国や県の予算で整備し、無料で通行できる一般道路と、高速道路のように、建設費用の財源を借入金等で賄い、利用者の通行料金で返済する有料道路があります。

都城志布志道路は、地域間の連携を支える自動車専用道路ですが、国道や県道と同様に、一般道路として整備されたため、無料で通行することができます。

一方で、一ツ葉有料道路は、高度経済成長期に、交通需要が増加する中、物流拠点を結ぶ道路を早急に整備することを目的に有料道路として整備されており、高速道路と同様に、借入金等を通行料金で返済するため、有料となっております。

○齊藤了介議員 それでは、一ツ葉有料道路ですが、令和2年に無料開放予定であったものを有料の期間が延長された経緯について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 一ツ葉有料道路の料金の徴収期限である令和2年が近づく

中、熊本地震や西日本豪雨などの自然災害が頻発した状況を踏まえ、国は、平成30年に、国土強靱化のため橋梁の耐震化を緊急的に進める方針を示しました。

一ツ葉有料道路においては、南海トラフ地震の発生確率が高まる中、利用者の安全を確保するために、どのように橋梁の耐震対策等を進めていくのか、また、その財源確保が課題となりました。

このため、県議会や有識者会議の御意見を伺い、様々な要素を総合的に検討した結果、利用者の安全を最優先に考え、早急に耐震対策等を実施することとし、その財源を確保するために、有料期間を10年間延長したものであります。

○齊藤了介議員 今、部長の御答弁があったとおり、令和元年9月議会では、議会からも附帯決議が出されて可決されたようであります。

私は、堀切峠を走ります日南海岸と同じくらい一ツ葉有料道路が大好きで、県外から人が来ると、必ずここを通過して「宮崎はいいところでしょう」という話をするんです。どうしても防潮、防風の機能がありますので、難しい話なんでしょうけれども、もう少し海側、日向灘が見えるところが増えるといいなというふうに思っていますし、休日だけでもいいので、休憩所にキッチンカーなんか配置されて人でにぎわうような、そういう道路になってほしいなと思います。これからも県民が通りたくなるような、すばらしい道の整備をお願いいたします。

次に、県有施設の休館日についてお伺いします。

令和7年5月13日に、宮崎県議会森林・林業活性化促進議員連盟の県内調査で、都城市花繰町にあります宮崎県木材利用技術センターを訪

問しました。

平成13年4月に、本県の豊かな森林資源を有効に活用し、県内の木材関連産業の加工技術の向上や新製品の開発等を支援する目的で、約3.2ヘクタールの緑豊かな敷地に総事業費約36億円をかけて造られたとても美しい施設が本県にあることを知り、感動しました。

しかし、このセンターは、木材関連産業に関わる方には知られているものの、県民の多くはこの施設の存在を知らないのではないかと感じました。一緒に行っていた都城市選出の議員さんから、今日初めて中に入ったというふうにお聞きしました。

現在、平日の午前9時から午後5時までしか見学することができませんが、休日に家族連れで見学できるように、年間の数日でも土日祝日に開放することができないか、また、県内多くの小学生に足を運んでもらうための取組はできないものか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 木材利用技術センターは、杉を中心とした県産材の効率的な利用を促進するため、県内の木材関連産業の加工技術の向上や新製品の開発等を支援する試験研究機関であり、建物自体が木造建築の伝統技能を生かしたモデル的な建物となっております。

センターでは、広報活動の一環で、小学生など年間1,000人を超える見学者を受け入れ、木材の魅力等を学ぶ機会を提供するとともに、木育活動として箸づくりを行うほか、木製遊具を設置するなど、家族連れにも幅広く利用していただいております。

試験研究機関のため、常時開放は困難ですが、多くの県民に御利用いただけるよう、施設のPRや休日のイベント開催など、効果的な活

用方法について検討してまいります。

○齊藤了介議員 この施設のホームページで視察者がずっと記録されていまして、それを見ただけですけども、都城市の特定の学校が頻繁に来られていますが、それ以外の県内の多くの学校は、ほぼほぼ来ていませんでした。多くの県民がこの施設を知ること、本県の木材に関心を持ち、本県産材の消費拡大、本県木材産業の発展につながることを願って、次の質問に移ります。

私の行きつけの理容店、床屋さんの御主人から、「県立美術館に行きたいのだが、店の定休日が月曜日のため、県立美術館の休館日と重なり、行くことができない」との相談を受けました。社会には、特定の曜日が休日となる業種の方たちがいらっしゃるって、利用することができない公共施設があるということを私も改めて認識しました。

県立美術館の休館日の状況と、広く県民に親しんでもらえるための開館の工夫について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立美術館の休館日は、月曜日及び休日の翌日、年末年始の12月28日から1月4日までとしております。

ただし、月曜日が休日の場合、また、休日の翌日が土日・休日の場合は開館しております。

利用者は土日及び休日に集中していることから、その翌日を休館日として、施設の保守メンテナンス等を行っていますが、特別展などが開催されている期間は、臨時に開館しているところですよ。

美術館の在り方や運営につきましては、外部有識者等で構成する県立美術館協議会において毎年度協議を行っているところであり、引き続き、より多くの県民の皆様が美術に親しむ機会

を創出できるよう取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 ぜひよろしくお願いします。

次に、Ｊリーグのシーズン移行について伺います。

サッカーＪリーグの開幕時期が、2026年より現在の2月下旬から8月上旬に移行することが決まっていますが、そのことで、シーズンオフがこれまでの1月、2月から6月、7月になります。また、降雪地帯に配慮して、1月、2月はウインターブレイク期間が設けられます。Ｊリーグのシーズンの移行は、本県のキャンプに様々な影響が出るのが予想されます。

昨年6月議会で黒岩議員が質問された際には、商工観光労働部長は、「夏場の練習になることから、夜間練習にも対応できる照明施設など、春季キャンプでは必要とされない機能の整備を要望される可能性がある。いかなるキャンプ形態においても最適な環境を提供できるよう、市町村等と協力しながら対応していく」と答弁されております。

Ｊリーグにとどまらず、本県のＪＦＬ（日本フットボールリーグ）に所属しますミネベアミツミＦＣのように、専用スタジアムを持たないチームは、ホームゲームは、ひなた宮崎県総合運動公園のひなた陸上競技場や、宮崎市生目の杜運動公園陸上競技場を利用しておりますが、開幕時期が変わることでの年間のグラウンド確保の問題も出てきます。

このように、従来のキャンプのときよりも施設整備やグラウンド調整といった課題が増えることが想定されますが、県は3つの日本一挑戦プロジェクトの1つ、スポーツ観光プロジェクトの中で、スポーツ環境の充実により、地域経済の活性化、観光振興などの好循環を創出することを目指す姿として、プロチームキャンプ数

を43チーム以上の全国1位にし、キャンプや合宿の経済効果を118億円から150億円に上げることがを指標に掲げております。

Jリーグのシーズン以降後のキャンプや合宿受入れに向けた課題への対応について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） Jリーグのシーズン移行後は、これまで実施していない夏季の合宿となり、受入れ施設の調整や夏芝の維持管理などの課題があると認識しております。

現在、Jリーグチームへのヒアリングを行っていますが、本県での夏季合宿を検討いただいているチームも多い状況です。

このため、チーム側のニーズを的確に把握し、市町村や関係団体と緊密に連携して、対応していく必要があると考えております。

シーズン移行への対応は、スポーツ観光プロジェクトの目標達成に向け、大変重要でありますので、引き続き、アミノバイタルトレーニングセンターやKUROKIRI STADIUMなど、県で整備した施設も効果的に活用し、より多くのチームに選んでいただけるよう取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 ちょっとしゃべり過ぎました。最後の質問は次回に回したいと思います。

今、世界バレーとか世界陸上をやっていますが、宮崎県が47都道府県の中で最もスポーツに力を注ぐ県として、今後期待しております。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。

当議会事務局の皆さんが、ネット配信やSNS発信、子供向けのキッズページなどを通じて議会広報に努めてくださっております。

議会のイメージアップに貢献できるよう、私も努めて爽やかに、通告に従い質問してまいります。

去る8月15日、日本は80回目の終戦記念日を迎えました。石破茂総理は全国戦没者追悼式の席上で、「さきの大戦から80年がたちました。今では戦争を知らない世代が大多数となりました。戦争の惨禍を決して繰り返さない。進む道を二度と間違えない。あの戦争の反省と教訓を今改めて深く胸に刻まねばなりません」と式辞を述べておられます。

その背景には、なぜ政府や議会が戦争を止められなかったか、それを突き詰めないと同じ過ちを繰り返してしまうとの総理の長年の思いがあったことを私は報道で知りました。過去の談話や見解を踏襲するばかりでなく、歴史の本質を見直し、考えや発信を更新し重ねていくことは、記憶を風化させない姿勢として大変共感するものであります。

1937年、昭和12年の日中戦争の開戦以降、我が国の当時の軍事政権は、地方自治体に対して強い影響力を及ぼす体制を構築していきます。

この年、第一次近衛文麿内閣によって始められた国民精神総動員運動は、翌年に制定される国家総動員法の布石となり、戦時体制への全面的な国民動員への思想的、制度的な基盤整備の

役割を果たしました。

住民自治よりも国家への奉仕が優先される構造が形成され、それは後に大政翼賛会として国策遂行のための強大な国民統制システムへと進化していきます。

宮崎県史をひもときますと、日中開戦の年、1937年に第29代宮崎県知事に就任した相川勝六は、当初から国の国民精神総動員運動に前のめりの姿勢を見せており、この時代におきましても宮崎は日本一を目指すと言明し、全国に先駆けて独自に祖国振興隊を結成、表向きには青少年の勤労教育を掲げながら、実質的には滅私奉公、勤労奉仕、挙国一致など、戦時体制下の精神動員政策と密接に連動し、国策に協力、積極的に加担した本県の過去の歴史が見られます。

戦争の惨禍を繰り返さない、進む道を二度と間違えないために、戦後80年の節目は、私どもの立場にあっては、地方自治体と地方議会の果たす役割と責任を改めて考えさせられる機会にもなりました。

昨今の不安定さを増す国際情勢にあって、一方で国防の必要性、重要性を考えながら、一方で平和の精神をどう保持し継承していくか、考えることが求められております。

石破総理の「戦争の惨禍を決して繰り返さない。進む道を二度と間違えない」とのメッセージを知事はどのように受け止められたのか伺います。

続けて知事に質問いたします。

戦時下、特に戦争末期において、宮崎県は軍事的に重要な地域に位置づけられ、戦争の最前線として多くの犠牲を払いました。

その歴史を踏まえれば、現在進められている空港、港湾の特定利用指定や基地機能の強化に対して、地方自治体としての尊厳性と、住民の

安全、生活を守る責任が県には問われているものと考えます。

そこで、新田原基地使用に係る問題や、宮崎空港や細島港にも関わりかねない空港、港湾の有事使用など、国の総合的な防衛体制強化策の受入れと、地方自治の尊厳性を保っていくことの整合性をどうお考えか伺います。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

まず、石破総理のメッセージに対する受け止めについてであります。

石破総理の式辞は、戦争に至った過去を反省し、また教訓としながら、戦争の惨禍を二度と繰り返さないとの強い決意を述べられたものと、私は受け止めたところであります。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んでまいりました。世界情勢が極めて不安定な今こそ、一人一人が自分事として、平和の尊さを認識し、戦争を二度と起こさないとの強い意思を持つことが大変重要であると考えております。

私としましては、戦後80年の節目に当たり、過去から学び、戦争の記憶や平和の尊さを将来世代にしっかりとつないでまいります。

次に、国の政策に対する地方の在り方についてであります。

地方自治において、国と地方は対等な関係であるという前提の下、国は、外交や防衛など国家の存立に関わる事務や全国的に統一が必要な施策など、国が本来果たすべき役割を担い、地方は、地方行政に関する役割を広く担うことで、地方が自らの意思と責任により、地域の実情に応じた施策を実施できることが肝要と認識

しております。

新田原基地へのF-35Bの配備や宮崎空港の特定利用空港の指定など、国家の安全保障に関することは、国の責任において進められるべきものでありますが、いずれも県民の安全・安心や生命・財産に直接関わる極めて重要な問題でありますので、地元への丁寧かつ十分な説明や配慮が不可欠であると考えております。

県としましては、地方自治法に定められた地方公共団体としての役割をしっかりと果たした上で、国の施策により、県民の安全・安心等が脅かされることのないよう、国に対しては、今後とも適時適切に地方の実情を訴えてまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 県遺族連合会が公表しています資料によりますと、語り部講話や朗読劇の派遣、資料の貸出しなどを希望する県内の小中学校が今年度93校に達するなど、平和学習に対して、教育現場のニーズが年々高まっているように見受けられます。

80年前の戦時下に、この宮崎で何が起きていたか、ふだんはなかなか触れる機会がありません。戦後80年が今後100年、200年と年を重ねていくことを心から願いながら、一方で、郷土の歴史、記録、記憶の継承を怠ってしまっただけでは、100年後、200年後の我々の子孫末代の時代には、さきの戦争が沖縄や広島、長崎など、どこかよその場所で起きたことになってしまいかねないとの思いにも至りました。

その意味で、かねてより申し上げておりますが、本県の平和祈念資料展示室の再整備につきましては、その実現に向けて具体的に検討を進めていただきますよう改めて要望いたします。

次に、県営住宅の課題と指定管理者制度に関連する、PPP、PFI事業について、幾つか

質問いたします。

県が2年前、2023年にまとめた「県営住宅の現状と課題」によりますと、直近の10年間、これは2012年から2022年までの10年間になりますが、その入居状況などの推移では、入居戸数が10年間で1,354戸減少した一方で、空き戸数は10年前の326戸から1,655戸へと約5倍に増加しております。入居率も15.4%減少し、県営住宅の5戸に1戸が空き住戸という状況を明らかにしています。

また、入居者の世代構成におきましては、30代までの入居者が半減した一方で、60代、70代は約2割増加していることが示されております。

これらのデータに基づき、県は県営住宅の課題として、人口減少、少子高齢化が県営住宅にも影響し、今後さらに需要が減少し、応募倍率も低下し、空き住戸が増加すること、入居者が高齢化し、コミュニティー活動が低下し、共同生活の環境維持が困難なこと、住戸は世帯向けタイプが多く、現在の居住ニーズにマッチしていないため、単身者の受入れが困難であること、今後、建て替えや改修が必要な住棟が集中し、予算の確保や事業量の平準化が必要なことなど、大きく4つの課題を挙げています。

それから2年がたった今もさほど状況に変化はないものと思われませんが、こうした県営住宅が抱える複雑な課題に対して、県はどのような方針、方向性をもって対策に当たっていくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅については、建物の老朽化やバリアフリーへの対応など、ハード面の課題のほか、ソフト面においても、人口減少等による空き住戸の増加や入居者の高齢化、また団地コミュニティーの低下な

ど、多くの課題があると考えております。

このため、建物の老朽化対策については、長寿命化計画に基づき、建物や設備の計画的な更新、修繕を進めております。

また、社会情勢の変化に対応するため、空き住戸の社会福祉法人への貸付けや、連帯保証人の廃止にも取り組んでおります。

さらに、団地コミュニティの支援や、高齢単身世帯の入居要件のさらなる緩和などについても検討を行っているところです。

○坂本康郎議員 質問で、県営住宅の複雑な課題と申し上げましたが、これを分かりやすく言いますと、県の発表では、現在供用されている県営住宅の多くは、昭和40年代後半から平成10年代前半に大量に建設された、エレベーターの後づけができないタイプの階段室型と呼ばれる構造の建物が使われています。

これが御答弁にありました根本的なバリアフリー化を妨げているため、入居需要が多い高齢者の皆さんにとっては、エレベーター付きの団地か、もしくはエレベーターのない団地では1階の空き室に応募が集中し、上のほうの階は空いてしまうという事態になっています。

鉄筋コンクリート造、耐火構造建築の耐用年数70年から考えますと、この先も相当長い期間、今の建物を使い続けていくことになり、さらに県の計画では、長寿命化でもっと長く使いなさいということになっております。

現時点で既に入居者が減少している中、御答弁いただいた個別の対応策では、5年後、10年後に事態が好転しているとはなかなか想像し難いという印象を持っています。県はより抜本的な対策、方向性を示していただくようお願いいたします。

次に、空き住戸の問題について、空き住戸が

増えると、どのような影響が生じるのでしょうか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅の空き住戸は、令和元年度末時点では、1,208戸で空き住戸率は13.9%でしたが、令和6年度末時点では、1,903戸で空き住戸率は22.2%と増加しております。

県営住宅の空き住戸が増えることにより、入居者1世帯が負担する共益費や共用部分の清掃作業等が増加するほか、空き住戸の日常的な管理が行き届かず、安全・衛生・景観上の問題が懸念されるなど、県営住宅の管理運営を行う上で様々な影響があると考えております。

○坂本康郎議員 対策を講じる上で、結果的に入居者の負担が増える、入居しづらくなるということにならないような方向で検討し、対策に努めていただくことを要望いたします。

話題を替えます。

県営住宅の指定管理者は、長年同一の事業者が継続して選定されている状況が続いています。管理業務の安定性が保たれるというメリットはありますが、指定管理者制度の競争性や透明性をどう確保していくのかという課題が残ります。

また、現行の制度では、指定管理者の業務範囲が契約で明確に定められていることから、例えば県営住宅の抱える課題に対して、私は本来、もっと民間事業者の皆さんのノウハウを生かした現場感覚の提案を採用して対策に充てていくべきだと思いますが、制度上それが制限されてしまっている、そういうことも一つの課題であります。

そこで、次の指定管理者の選定に向けて、競争性、透明性の確保や、制度の柔軟性のための業務範囲の見直しなど、どのように取り組んで

いくのか伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 指定管理者の選定に当たっては、業務の内容を県ホームページや事前説明会などにより積極的に周知しているほか、グループ応募を認めるなど、多様な事業者が数多く応募できるように取り組んできたところです。

今回の指定管理者選定においては、事前説明会の回数を増やすとともに、さらなる競争性の確保が図られるよう、新たに民間事業者への参入に関するヒアリングを行うこととしております。

また、指定管理者の業務範囲については、地域の貢献に資する業務の拡大など、必要な見直しについて検討してまいります。

○坂本康郎議員 次に、これまでも度々取り上げてまいりましたが、入居者の減少、自治会未加入者の増加、高齢化の進行などによって、団地の共用部分の草刈りや清掃など、従来は住民主体で行われていた活動が困難になっている団地が増えています。

こうした状況に対して、現行の指定管理者制度でどこまで支援できるのか。制度上難しいのであれば、それに代わる新しい支援スキームの構築が必要になると考えますが、県はどう考えているのか、部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅の共用部分の管理運営は、法により入居者が行うことが原則となっておりますが、入居者の高齢化や自治会機能の低下等により、年々、共用部分の照明の取替えや草刈りなど、入居者による維持管理が難しくなっている状況にあります。

このため、指定管理者による共用部分の草刈りなどの業務や共益費徴収の代行について先進事例を調査するとともに、指定管理者と具体的

な業務内容について協議を進めているところです。

今後とも、県営住宅の維持管理が円滑に行えるよう、自治会を含む入居者への支援策について検討を行ってまいります。

○坂本康郎議員 令和4年度に実施されました県営住宅一ヶ岡団地のPFI導入可能性調査では、建て替え部分のみをPFIで担い、管理運営は従来の指定管理者制度に委ねるとした方式が検討されております。

整備と管理が別れることで、事業全体を通じた財政負担の最小化や費用対効果の最大化、住民サービスの一体的向上などの、PPP、PFI本来の導入効果が薄れてしまう懸念があります。

今後、大塚台団地、青葉団地など県営住宅の整備計画が予定されていますが、PFI手法の導入の際に、整備と管理の一体的な方式を採用する考えはないのかお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅のPFI事業については、県営一ヶ岡団地の再整備事業において導入の検討を行っているところです。

県営住宅で初めてのPFI事業となるため、民間事業者に対して事業参画に関する事前ヒアリングを実施したところ、専門性の高い管理運営を含むと参加しにくいとの意見があったことや、県では、現在の指定管理者制度に対して一定の評価をしていることから、今回は、整備と管理を分けた方式で検討を進めているところです。

今後の県営住宅の建て替えに当たっては、今回の一ヶ岡団地におけるPFI手法の導入効果を持続的に検証し、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化も考慮しながら、最適な整備と管理

について検討してまいります。

○坂本康郎議員 本県では、P P P、P F Iの導入実績が非常に限られている中で、県営住宅の整備事業へのP F I導入は、一般的な公共施設整備という点で、県営プールの整備事業を除けば最初のP F I事業になります。

ほかの公共施設整備において有効に民間活力を活用していくために、この県営住宅の案件の成果と課題について、よく検討、検証していくことが次につながっていくものと思います。

今後、県は県有施設の整備に当たり、P P P、P F I手法の活用について、どのような方向性をもって進めていくのか、知事に御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 生産年齢人口の減少が一層加速化し、地方の建設業者等も地方公共団体も職員の減少が見込まれる中で、効率的かつ優れた品質の公共サービスを提供する観点から、公共施設の整備等における、P P P、P F I手法をはじめとする民間活力の導入は重要であると考えております。

県では、「P P P／P F I手法導入優先的検討規程」を定め、一定の県有施設の整備につきて、事業期間や施設の特性、規模等を踏まえ、最も適切な手法を採用してきたところであります。

今後、県有施設の整備に当たっては、行政においては「歳出の効率化」、民間事業者においては「利益の創出」、県民においては「サービスの向上」という視点から、民間活力の積極的な導入を進めてまいります。

○坂本康郎議員 次に、ポストコロナと呼ばれています新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、現在に至るまでの県の観光政策について、幾つか質問いたします。

全国的には、コロナ禍を経て、観光需要は回復傾向にあります。回復速度については、都道府県間で差が見られています。

石川県、岐阜県、長野県、愛媛県などのように、インバウンドや体験型観光の再構築がうまくいって、コロナ前よりも宿泊者数が増加している県も見られますが、本県は、全国で福島県に次いで2番目に回復が遅れている県と報じられております。

そこでまず、コロナ禍からの観光需要の回復状況を県はどのように認識しているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の令和6年の延べ宿泊者数は、国の宿泊旅行統計調査によりますと、約361万人泊となっており、コロナ禍前の令和元年比で約84%となっております。

全国的には、大都市圏を中心に多くの都道府県でコロナ禍前の水準を上回っている中、本県は回復が遅れている状況にあります。

また、本県の日帰り客も含めた令和6年の観光入り込み客数は、令和元年比で約96%まで回復しており、それと比較しましても、延べ宿泊者数の回復はまだまだ厳しい状況にあります。

これらのことから、本県においては、特に宿泊を伴う滞在型観光の回復が大きな課題であると認識しております。

○坂本康郎議員 次に、コロナ禍に取られました県の観光支援策と、その効果について伺います。

振り返ってみますと、これまで新型コロナウイルスの影響を受けた観光分野への支援には、多額の予算が使われてまいりました。これらの施策が現在の観光の回復状況にどのような効果をもたらしているのか、または効果がなかったのか、よ

く検証、分析をしておく必要があると思います。

そこで、県がコロナ禍に実施した施策の検証、分析をどのように行ってきたのか、その結果を現行の政策にどう反映しているのか伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） コロナ禍においては、まずは観光の基盤となる宿泊業の安全・安心を確保するため、感染防止対策への支援を行うとともに、自動チェックインシステムの導入など、アフターコロナを見据えた受入れ環境整備につなげてまいりました。

また、大きく落ち込んだ観光需要を回復するため、県民旅行キャンペーンの展開などにより観光産業を支えるとともに、県民が地元の魅力を知り、愛する機会を創出することができたものと考えております。

コロナ禍を経て、観光ニーズの多様化、デジタル化や人材不足への対応など、新たな課題も顕在化しておりますので、県では、自然を生かした体験型観光の推進や宿泊施設の省力化、宿泊業への就職支援に取り組むなど、コロナ禍で培ったノウハウを生かした施策につなげているところであります。

○坂本康郎議員 御答弁に対して申し上げたいことは多々ありますが、一つ一つ取り上げていきますと話が長くなりますので、一旦質問を進めた上で、最後にまとめて申し上げます。

続けます。

最初の御答弁で、宿泊を伴う滞在型観光の回復が大きな課題であるとの県の認識が示されました。その滞在型観光の受皿となる宿泊施設の整備はいまだ十分とは言えず、宿泊者数や観光消費額の伸び悩みにもつながっております。

これまでの議会答弁では、県が宿泊施設の誘

致に直接関与するのではなく、ホテル事業者に選ばれるよう魅力ある観光地を目指すという、何かもやっとした考えが示されてきました。

観光地としての魅力向上はもちろん重要であります。それだけで誘客につながるような魅力的な宿泊施設の進出が実現するとは思えず、政策的な誘致活動が必要ではないかと考えています。

他県では、県有地などを活用した外資系ホテルの誘致に取り組んでいる事例もあり、自治体が宿泊施設の整備を政策として明確に位置づけ、主体的に関与しているものと見受けられます。本県におきましても、滞在型観光の推進を政策に掲げている以上、その実現に必要な宿泊施設整備にどう向き合うのか、大変重要な課題ではないかと思えます。

そこで、県は、滞在型観光の推進に向けて宿泊施設整備をどう位置づけているのか。また、宿泊施設の誘致に当たり、県としてどのような役割を果たすべきと考えているのか。事業者任せにするのではなく、県が積極的に関与していく必要があると考えますが、県の認識を伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 宿泊施設の充実、滞在型観光の推進を図る上で重要であると考えております。

このため県では、宿泊事業者が行う客室の改修など、施設の高付加価値化への支援や、市町村などが行うスポーツ合宿所等の整備に対して支援を行っているところです。

一方、新たに宿泊施設を開業するためには、事業者の本県観光の魅力や将来性を感じていただくことが何より重要であります。

県としましては、観光資源の磨き上げや観光人材の育成・確保などの観光地域づくりを進め

るとともに、世界基準で整備を進めているスポーツ施設等を活用した国際大会の誘致などに取り組むことで、本県の魅力やブランド力の向上につなげてまいります。

○坂本康郎議員 質問を続けます。

観光政策を実行していく上で、それを支える人材の育成と定着は、持続的な観光政策の展開に不可欠だと考えます。

観光DXやマーケティングなどの専門性を持つ人材の確保が必要ですが、若年層の県外流出の問題との関連も含めて、制度的な対応が求められます。

本県では、観光みやざき創生塾などの研修型事業が展開されておりますが、専門人材の確保や地域定着にどのように結びついているのか、観光人材の育成・確保に向けた県の取組を伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 観光地域づくりを推進するためには、それぞれの活動を牽引し、支える人材の育成・確保が重要であります。

このため県では、平成28年度から人材の発掘・育成の場として、観光みやざき創生塾を実施しており、これまでに修了した367名の中には、起業された方や所属企業で新規事業を立ち上げた方もいるなど、県内各地で活躍されております。

また、昨年度は、宿泊事業者の採用活動を支援し、52名の採用につなげたほか、今年度からは、宿泊事業者の就職面談会や外国人材のインターンシップ受入れに取り組んでおります。

今後もこうした取組を通じて、観光を担う人材を育成・確保し、旅行者のニーズに合った質の高いサービスなどの提供や受入れ体制の強化につなげてまいります。

○坂本康郎議員 観光関連最後の質問になります。

現行の県の観光振興計画は、令和5年度に改定され、令和8年度、来年度までの計画になっております。

現行計画における課題などを踏まえ、今後の県の観光政策の方向性はどう考えているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 現在、観光振興計画に基づき、コロナ禍で大きく減少した旅行需要の回復等に向け、魅力ある観光地域づくりや国内外からの観光誘客などに鋭意取り組んでおります。

一方、急速な物価上昇や深刻化する人手不足、拡大する人流への対応など、観光を取り巻く環境はここ数年で大きく変化し、新たな課題も生じております。

現行計画の目標達成には厳しい項目もありますが、こうした課題にも的確に対応しながら、観光入り込み客数や観光消費額など、全体としては着実に回復している状況にあります。

県としましては、この回復の流れを軌道に乗せるとともに、来年度からの計画改定作業において、活発化するインバウンドの取り込みやさらなるデジタル化の推進など、社会情勢の変化や観光ニーズを十分に踏まえながら検討を進めてまいります。

○坂本康郎議員 ここまで県の観光政策について、コロナ禍からの回復状況への認識、支援策などコロナ禍に取られた施策に対する検証、ホテル誘致の考え方、観光人材の育成、そして観光振興計画の見直しの方向性について質問し、御答弁いただきました。

コロナ禍からの回復状況について、全体として着実に回復しているとの御答弁がありました。

が、もともと本県は、観光資源が豊富だ、観光資源の宝庫だと言われる割には、それを生かし切れていない感がありました。

コロナ禍によって全国的に観光需要が激減し、観光地からも、空港や駅からも人が消えてしまった未曾有の経験をするようになったわけですが、見方を変えれば、コロナ禍前の観光振興の地域格差、全国的な観光に係る順位の優劣が一度リセットされ、横並びにスタートラインに立たされた状態でもありました。

これをチャンスと捉えた自治体はあったはずです。それを生かし切れたのかどうか、コロナ禍のさなかに、各自治体がどれだけ早く、また的確に回復に向けた準備を進められていたかどうか、それが現在の回復状況の差につながっているように思えてなりません。

質問で、観光支援策に多額の予算が使われたと申し上げました。例えば、令和3年度には、観光みやざき再生加速化事業やジモ・ミヤ・タビキャンペーン事業など、観光関連支援事業に総額約47億円が投入されております。

一方で、県の観光振興計画は令和5年度に改定されており、それら観光支援策の効果も見込んだ上での改定であったはずですが、計画に示された宿泊者数や観光消費額、訪日外国人宿泊者数などの令和8年度までの数値目標に対して、直近の令和6年の実績では大きな乖離が見られ、部長の御答弁でも、目標達成が難しいという見通しが示されました。

そうであれば、振興計画の前段にあったコロナ禍に多額の予算をつぎ込んだ観光支援策の数々が、観光みやざきの再生にどのような成果や効果をもたらしたのか検証し、振り返りをすることは至極当然のことだと思いますが、そもそも検証したのかどうかも不明です。

ホテル誘致について少し申し上げますと、同じ質問を私は昨年もしています。同じ九州内で、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島と軒並み外資系ホテルの新規進出が相次いでいた当時の状況を踏まえ、県はどうしていくのか考えをいただきました。

今回は、直近のデータが明らかになり、宿泊者数が伸びない、観光消費額が伸びないという中で、県も滞在型観光に課題があると認識しているわけですから、何らかの対策が講じられるものと思っていたのですが、前回と変わらず、ホテル誘致はしない、向こうから来るのを待つという県の姿勢が改めて示された御答弁になりました。これでは、何がしたいのか、何をしているのか、何を考えているのかよく分からない、こちら側に立ってみますと、そう見えてしまいます。

改めて申し上げますが、個別の施策の目的や成果ではなく、県がどのような観光戦略を描き、それが施策にどう接続し機能していたのか、よく分析し明らかにする必要があります。

その結果、個々の施策の見直しだけでなく、政策の方向性自体にも修正が必要になるのかもしれないと思いますが、次の計画にはそれが反映された形の計画にしていきたいと思います。そのことを強く申し上げて、次の質問に移ります。

近年、県の職員による不適切な行為、いわゆる不祥事が複数報告されております。

そのうち、飲酒運転など個人のモラルや法令遵守の意識の欠如による事案も少なくないわけですが、ここでは、そうした個人の資質に関する問題ではなく、庁舎や公共施設内で発生した不適切行為について、そのような事案が発生してしまう背景に、現行の制度や仕組みには問題がないのかという観点から、県庁及び関連施設

のセキュリティー環境やリスク管理の在り方について、幾つか質問いたします。

まず、防犯カメラの設置と運用状況について伺います。

施設内で立入りが制限されているところや、トイレや更衣室など関係のない者の出入りが不適切と判断されるような場所には、動線や出入口に適切に防犯カメラを設置したほうがいいのではないかと思います。

県では、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを策定し、防犯の有用性とプライバシー保護の両立を図る基本的な考え方が示されております。その上で、実際の設置・運用については、それぞれの設置者、施設管理者が運用要領を定め、個別に管理・運用しているものと承知しております。

そこでまず、県庁の庁舎においては、どのような設置・運用がなされているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 県本庁舎では、現在、防犯上の必要性から、本館や1号館、防災庁舎などの各庁舎において、庁舎管理用カメラを39台設置しており、撮影した画像を用いて警備員が監視業務に当たっておりますが、運用に当たっては、管理責任者の責務や、撮影された画像の利用及び提供の制限など、必要な事項について要領を定めているところであります。

県では、引き続き、プライバシー保護との調和を図りながら、庁舎管理用カメラの適切な管理・運用に努めてまいります。

○坂本康郎議員 県立病院では昨年、施設内での盗撮行為が報告されております。入院患者などのプライバシーへの配慮と防犯上の対策との両立が求められておりますが、リスクの高い区域に対してどのような対策をしているのか、

病院局のカメラの設置状況と運用状況、運用要領の策定状況について伺います。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院では、来院者の安全・安心の確保、入院患者の見守り等のため、管理等に係る要領は定めていませんが、防犯用と医療用のカメラを3病院合計で約400台設置し、24時間運用しております。

防犯用のカメラは、リスクの高い出入口や会計窓口などに設置し、警備室や中央監視室で監視しています。

また、医療用のカメラは、特定の病室に設置し、認知症等の行動観察が必要な患者の安全確保等を目的として、患者や家族の同意を得てナースステーションで観察しています。

なお、施設内の監視カメラでカバーできない区域は、警備員や医療関係者による院内巡回など人的対応により、防犯対策と医療安全の両立を図っています。

○坂本康郎議員 次に、教育現場では、児童生徒のプライバシーへの配慮が特に重要である一方、不審者の侵入防止だけでなく、昨今では、施設内での不適切行為の未然防止の対策も求められております。

教育委員会として、学校施設における防犯カメラの設置状況と運用要領の策定はどのように行われているのか伺います。

○教育長（吉村達也君） [※] 県立高校では、現在、10校に防犯カメラを設置しており、設置場所は正門や校舎の出入口等となっております。

運用に当たり、防犯カメラの管理については、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ設置場所を定めることや、撮影された画像は、設置目的以外の使用や第三者への閲覧・提供に制限を設けるなど、各学校で必要な事項を定めております。

※ 244ページに訂正発言あり

防犯カメラの設置につきましては、不審者等の防止効果として期待できる一方で、学校は他の施設と比べオープンな状況にあることから、設置校での効果も十分に踏まえ、その在り方について検討しております。

なお、市町村立の学校については、防犯カメラを設置している学校があることは承知しておりますが、設置校数や運用の詳細については把握しておりません。

○坂本康郎議員 県の防犯カメラの設置・運用に関するガイドラインの対象について、県の担当者に確認しましたところ、学校施設もその対象に含まれるとの回答をいただきました。

そうであれば、学校におきましても、県のガイドラインに沿った設置・運用が望ましいと思われます。これは県立病院にも該当しますが、県のガイドラインでは、設置・運用に当たって配慮すべき事項のほか、防犯カメラを設置している旨を表示することや、管理責任者、操作取扱者を指定し、設置・運用要領を作成することとしています。

つい先日、千葉県富里市や愛知県みよし市など、市内の全小中学校に防犯カメラを設置するニュースが報じられておりました。近年、保護者の間でも関心が大変高くなっている課題です。安全・安心な教育環境の確保のために、どのような設置・運用が必要なのか、これは各学校や市町村任せでなく、県の教育委員会で検討を進めていただきますよう要望いたします。

次に、決裁手続における制度上の課題について伺います。

職員が他の職員の印鑑を無断で使用し、決裁処理を行っていた事案が発生しています。このような行為は業務の信頼性を損なうものであり、印鑑の管理や決裁手続の制度上の課題が背

景にあるように考えられます。

他県では、庁内決裁の電子化や二重承認制、ログ監査の導入を進めている事例もあり、業務の透明性と抑止力の向上が必要ではないかと思えます。

県として、こうした事案をどのように受け止めているのか、また今後、制度整備をどう進めていくのか、県庁全体に関わる問題だと考えますので、総務部長に御見解を伺います。

○総務部長（田中克尚君） 事務の決裁は、これまで基本的に、関係する職員がその内容を確認したことを明らかにするため、それぞれが印鑑を押す処理をしておりましたが、確認する職員が多くなるほど時間を要し、また、議員御指摘のような印鑑の無断使用による不適切な処理が発生するなどの課題もあると認識しております。

県では、今年度、新たな文書管理システムを導入し、文書事務の効率化を図っておりますが、このシステムは電子決裁機能を有していることから、なりすまし等の不適切な事務処理の発生防止にも有効であります。

このような電子決裁を推進することにより、事務の効率化とともに、適正化にもつなげてまいります。

○坂本康郎議員 県立延岡病院では、業務外で複数の患者の電子カルテを閲覧し、その一部の情報を外部に漏えいしたとして、職員が懲戒処分を受けております。

情報管理区域におけるアクセス制限や監査体制がどのように運用されているか、大変重要な問題と考えますが、県立病院の情報セキュリティ対策がどのようになされているのか、病院局長に伺います。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院では、電

子カルテシステムや医事会計システムなど、秘匿性の高い個人情報を取り扱っており、その管理については、厳重に行う必要があります。

このため各県立病院では、運用管理に関する規程を定め、職種や部門ごとにアクセス権を設定するとともに、閲覧履歴を保存し、定期的に確認することで、業務に関係のない情報の閲覧を抑止しております。

また、毎年、個人情報の取扱いに関する研修を実施しており、医療従事者としての守秘義務やセキュリティ意識の向上を図っています。

○坂本康郎議員 次の質問に移ります。

3月に国が公表しました南海トラフ地震の新たな被害想定では、災害関連死が最大5.2万人に達する可能性があるとして、避難行動の質と避難後の支援体制が被害の規模を大きく左右することを明らかにしております。

また、国の新たな対策方針では、交通インフラの安全確保、港湾・物流の事業継続支援、自治体機能の維持、地域拠点の防災活用などが重点項目として示されております。

このような直近に示されました南海トラフ地震に関連する新たな情報を踏まえまして、防災対策をどう更新し強化していくのか、今後の方針について、幾つか質問いたします。

まず、南海トラフ地震臨時情報は、地震発生前に住民の避難行動を促す重要な役割を担っていますが、県民の理解は極めて低く、制度の実効性が損なわれています。

情報の意味が伝わらなければ避難行動につながらず、制度そのものが形骸化するおそれがあります。

県として、臨時情報の理解の促進と避難行動への誘導を図るために、どのような広報や防災教育などの追加・修正を検討しているのか、危

機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 県が昨年度実施した「津波避難等に関する県民意識調査」によりますと、南海トラフ地震臨時情報について、情報の種類や内容まで理解している方は、全体の約2割にとどまっております。

このため県では、臨時情報の種類ごとに求められる対応や、法に基づき事業者が作成すべき対策計画について、ホームページの改修やチラシの作成、防災士による出前講座の実施など、県民への分かりやすい周知に取り組んでいるところです。

また、庁内関係課や市町村の職員向けに研修会等を開催し、自治体職員に対して臨時情報への理解を深め、課題を認識し、共有する取組を行っております。

今後とも、様々な機会を活用し、臨時情報に関する理解促進に努めてまいります。

○坂本康郎議員 国の新たな被害想定では、災害関連死が最大5.2万人に達する可能性があるとして先ほど申し上げました。

国はこの課題に対して、避難所における医療・介護連携の強化、要配慮者への個別支援体制の整備、発災直後からの「避難後の支援タイムライン」の構築などを重点対策として位置づけています。

こうした国の対策方針を踏まえ、県は今後どのように対策を進めていくのか、また、災害関連死に関して申し上げますと、県内の被害想定は現時点で示されていませんが、今後、数値を示し、定量的な評価を行う考えはないのか伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 大規模災害時には、長期の避難生活により災害関連死のリスクが高まることから、避難所の環境改善など

の対策が大変重要であります。

このため県では、指定避難所となる県有施設へのマンホールトイレの整備をはじめ、スポットクーラーやエアマット等を導入し、環境改善を進めているほか、市町村が行う避難所等の資機材整備への補助を行っております。

このほか、避難所生活の充実に向け、避難所運営や食事、清掃等のノウハウを有する民間企業との応援協定を締結するなど、ハード、ソフト両面の対策を進めております。

また、災害関連死の定量的な評価につきましては、今回、国の被害想定で初めて算定されたことから、県においても、現在進めている独自の被害想定見直しの中で、国の手法を踏まえながら検討してまいります。

○坂本康郎議員 令和6年の能登半島地震では、通信インフラが途絶えてしまったことにより、自治体の災害対応が著しく制限され、被災状況の把握や支援の調整が困難となったことが報告されております。災害時において、行政機能の維持は、住民支援、物資調達、情報発信の最も重要な基盤になります。

国はこの教訓を踏まえ、自治体庁舎の通信機能の維持、衛星通信機器の配備、自治体間の支援協定の強化などを今後の重点対策として位置づけております。

特に、南海トラフ地震のような広域災害では、県が市町村の支援調整を担う中核的な役割を果たすことが求められております。

そこで、通信インフラが途絶える事態に備えた機能維持対策として、県は衛星通信ネットワークの整備にどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 災害時に、国や市町村、防災機関と円滑な連携を図るた

め、確実かつ迅速に通信できる環境を整備し、通信機能を維持することは大変重要であります。

このため県では、市町村や消防本部等との地上系の通信手段として、主回線となる光ケーブルに加え、防災行政無線を整備し、通信ネットワークの二重化を図っております。

また、地上系の通信ネットワークが寸断された場合に備えて、バックアップ回線として、国と都道府県間を結ぶ衛星通信ネットワークを平成24年度に整備しておりますが、さらに、令和7年度中の完成を目指して、県と市町村等を結ぶ衛星通信ネットワークの一体的な整備に、市町村と連携しながら取り組んでおります。

○教育長（吉村達也君） 先ほど学校における防犯カメラの設置に対する答弁の中で、誤って県立高校と申し上げましたが、正しくは県立学校です。おわびして訂正させていただきます。

○坂本康郎議員 以上で用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただきましてありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で一般質問は終わりました。

○外山 衛議長 次に、今回提案されました議案第1号から第23号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第17号から第23号まで採決

○外山 衛議長 まず、人事委員会委員の選任及び土地利用審査会委員の任命の同意についての議案第17号から第23号までの各号議案についてお諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項

の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第17号から第23号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第16号まで及び請願委員会付託

○外山 衛議長 次に、議案第1号から第16号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

◎ 議案第25号から第29号まで上程

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第25号から第29号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山 衛議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 議案の概要について御説明いたします。

初めに、議案第25号「令和6年度宮崎県歳入

歳出決算の認定について」であります。

これは、令和6年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入7,078億6,318万7,000円、歳出6,890億4,951万8,000円となっており、令和7年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は87億6,079万2,000円となっております。

令和6年度の決算につきましては、投資的経費や人件費の増などにより、歳入・歳出ともに増加となり、実質収支は前年度と比べて減少しております。

今後の財政運営におきましては、年々増加する社会保障関係費に加え、施設の老朽化対策や国土強靱化対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に係る経費、物価高騰への対応などに、多額の財政負担が見込まれます。

このような中であっても、日本一挑戦プロジェクトの着実な推進や若者・女性を重視した人口減少対策の強化等を通じて、本県を本格的な成長軌道に乗せ、持続可能で希望あふれる宮崎を築いていく必要があるため、今後とも財政健全化への継続的な取組を行いながら、将来を見据えた施策を推進してまいります。

次に、議案第26号から第29号までは、令和6年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計の決算につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が3件ございますが、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足

比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、また、令和6年度宮崎県公営企業会計継続費精算報告書2件につきましては、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に御報告するものであります。

以上、追加提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○外山 衛議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日18日から28日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、29日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時57分散会